



方が正しいのではないか、かように考へております。ところが片や首相、片や経長菅それぞれのお答えがまるきりで違つておるのであります、これは国民としても大いにとまどうところであらうと思ひます。

そこで私も、本日この大蔵委員会におきまして、池田さんをお呼びして、そしてあなたと一緒にこの席に並んでいただいて、国民の前に率直にその所信を表明していただきたい、そういう機会にしたいと思っておったわけでありまして。ところが都合上そうした運びにはまだなりかねておるわけですが、今申したことは、単に議会関係のわれわればかりでなしに、国民ひとしく関心を持っておるところなので、もう一回木村樗八郎氏の質問に対してのあなたの答えは、今私が申し上げた通りであるかどうかの御確認をいただきたいのであります。

○薩山國務大臣　今御質問のありました木村福八郎氏の質問に対する私の返事というものは、大体今御指摘のようなことでございまして、私の見方だけが正しいとは申さない。いろいろな見方がございましょうから、そういうものは十分検討はいたしますけれども、私としてはそういう見方をいたしております。

○平岡委員　結論的なような質問にいきなり入ってしまうて、そのお答えをいただいたのですけれども、これは国民は関心を持っておることですから、経過的に多少問題点を指摘しながら、なお深くお伺いしたいと思っております。

まず経済閣僚の頂点にあられる池田  
総理の経済政策とか所信それ自身を一

応ここで振り返ってみる必要があると思うのです。池田さんは、四年ごとの景気の起伏の急転時に経済閣僚として対処せられる責めに任ぜられてきたわけです。第一回目は昭和二十七年から

二十八年にかけての變転時、第二回は昭和三十一年から三十二年にかけての神武景氣とその反動的不況の時点においてであります。第一回目のときは中小企業の一つや二つは云々の有名な言葉を残しまして、第二回は藤村の職をなげうたれたのであります。ところがいずれも一年そこそこで不況は上昇に転じましたので、それ見たことか、おれにまかしておけば間違いはないとの所信でおられる様子とわれわれは了解いたしておるのです。今度こそ強氣一点ばりで日本経済を高度成長によつてゆるぎなき基盤に一気呵成にのし上げらせてみせるという意氣盛んな關魂を燃やしまして、それで経済のこ

とは池田にまかしておけと仰せられておる様子であります。結局過去二度の失敗を反省して、三度目の正直というのではなく、過去二回の自分の強気驕傲の正当性を、今度はだれにもじやまされずに実証しようとなされておるものものと私どもは了解いたしております。そういうことなので、きょうは池田総理にぜひきたい決意、執念とも言うべき

その所信についてだし、そうしてこの批判勢力と申しましようか、あなた自身のお考えも聞きまして、問題点を明らかにしたいと思っておるわけです。近ごろ造形美術の手法として、陰影をつけることによって主要のテーマを浮き出させるという手法があるそう

ですが、私は池田首相の所信を明確にするために、あなた自身に陰影の役割

をしいただこうかと思っておった。といっても陰影が本体を食っても私は一向差しつかえない。そういう意味では私はきょうはあなたに存分の所信をお伺いしたいわけなんです。

それで今言ったように、池田さんの所信はぜひ聞きたいところなのです。が、私どもはいろいろの資料によりまして、あるいは池田さんの国会における諸答弁をとりまして、その考え方を次のように要約いたしておるわけです。池田さんにとりまして何よりもまず成長政策であります。生産性の向上であり、自由化に耐え得る競争力の増強を主軸としておる。これは池田さんの立場であります。そのために設備投資は第一義的に位置づけられておりまして、よって生ずべき国際収支の危機は、でき得る限り外資の導入によって切り抜ける、公共投資の繰り延べとか金融引き締め等の政策は、これまでで

きるだけおくらせようとしています。いやしくも成長のスPEEDを外貨危機によって制約されることのないよう、外資導入という国際的借金主義を是認しておられます。本議題になっておるところのIMF関係法案、これが一連の布石であると言っても過言ではなないと思うのであります。また物価に比しましは、卸売物価は欧米各国に比

しまして長期的に安定しておる。問題は消費者物価の上昇だとして、限定的に物価問題を考えられておりまして、しかも消費者物価の上昇につきましては、それは生産性の上がらない部門の賃金上昇の反映であつて、成長経済のもとでの必然的な部分的現象であるとする。

しまして意に解せず、高度成長に基づく生産性の増大が完成されたとき物価

は下落するというオプティミスティックな、無政策主義に貫かれておるよう  
に思います。言うならば下村理論の重  
敢な実践者である。こうした池田さん  
の強気的な立場に對しまして、これは

客観的にはどうも事態が怪しくなってきた。さておけるわけですか。池田さんの成長政策は結局国際収支の面と物価騰貴の面において崩壊されようとしておると私もどもは判断いたしておるわけであります。これは池田さんにお聞きしなければならぬ点ですが、具体的にはそうした二つの要素に大きな蹉跌が出ておるということは、次のような数字から明瞭なんです。国際収支は三十六年度末におきまして、借金のおかげで資本取引を含めた総合収支では三億七千四百萬ドルの赤字にとどめ得ましたが、平常収支では十億ドルの大幅な赤字となっておるということ。そしてしかも黒字基調への変転の気配は今のところろ

はないと私どもは判断いたしておるわけです。そういうことから、政府の金看板的な政策目標であるところの今秋の国際収支均衡はだれの目にも達成不可能と映じておると思うのです。そこで、強力なデフレ政策に政策転換をすすめるならいざ知らず、それもせずというならば、今秋の国際収支均衡目標達成という金看板の中身がわれわれは疑問

になってきます。ですから、これは総  
 理にお聞きしなければならぬことです  
 けれども、総理のお気持の中には、木  
 村馨八郎氏の質問に対するお答えの中  
 で、デフレ政策はとらぬ。しかも達成  
 すべき目標をずらすというような政策  
 は今すぐとるべきではないというお答

えの裏を見ますと、結局総理の言われる均衡というのは、資本取引を含めた

も經常収支での均衡達成なのであるが、それと国際収支での均衡であるのが、それと違うところがある。この点に注意を要する。先づ、この点を明確にしなければならぬか、この点を明確にしなればならぬか、と思うのです。資本取引を含めた総合収支での均衡ということであるならば

ば、これは外国からの借金ということとでバランス・シートを合わせることはできる。ところが経常収支での均衡達成ということは、われわれ国民がみんな危ぶんでいるところであります。日ポシンの差があるわけなんです。国民とすれば、常識的に経常収支の均衡すなわち輸出入と貿易外収支との合算での均衡を池田経済政策の成果として期待しておるわけなんです。ところへんがもし資本取引を含めた総合収支での均衡だということであるならば、これは一種のペテンであると私は考えておるわけなんです。

そこで藤山さんは、国民、われわれ

の常識通り、これは経常収支における均衡だということを正直に考えておられるから、とてもこれはできた相談ではないのだということをおっしゃっておられます。池田さんがおれば、いやそれはそうじゃなしに、資本収支も食費めもものを言っているのだということも明らかにするかもしれないのですが、少なくとも国民とかわれわれの常識で

考える経常収支の均衡というものは、とても秋までに回復するものではないと思うのですが、あなたのこの間の参議院でのお答えの趣旨も、当然この経常収支における均衡ということであらうと思うのですが、念のためにその辺の点も明らかにしていただきたいのです。

す。  
なお、あなたが総理から、な

に、この均衡論はやはり資本取引を含めた総合収支というところで考えているのだというように、その辺のところをお示しをいただきたいと思うのです。

○**農山国務大臣** 先般三十七年度の経済見通しを立てましたときに、輸出四十七億ドル、輸入四十八億ドル、そうしてそれが年間一億ドルの差でいく、しかし十一月には均衡を達成する、しかしが当時の努力目標であつたわけでありまして、従つて、輸出入通常貿易の収支を目標として私どもはそれを策定いたしましたのでございます。またそれが達成できませんければ、国際信用の上で借金政策をやるという場合におきましても、必ずしも十分じゃないという点が考えられやしないかということも心配いたしておつたわけでございます。ところが三十六年度の結果というものが数字に現われたところを見ますと、著しく食い違ひをいたしました。その点については、私自身が、一応の努力目標にいたしましたも、努力目標を立てたのでありますから、その食い違ひについては十分責任を感じておるのでございまして、それらの食い違ひの上に立つて考へて参りますと、十一月通常貿易の黒字、年間一億ドルの赤字で経常収支を済ますということは非常に困難でなければならぬというふうに今考へております。

○**平岡委員** 農山さんのお答えは明瞭であります。ここに総理がおられませんが、私は、総理の均衡論、実は資本収支を含めて、伏線的にいろいろの借り入れの施策を講じて、そうして均衡するのだということではないのかとい

うことを思つておるわけです。普通の事業会社において複式簿記の資産はイコール資本と負債ということ、そういう均衡を国の経済の場合においてそのまま当てはめようとするか、自体があまり健全ではないかと思ふのです。そのことはおきまして、農山さんは、高度成長政策なるものが国際収支と物価の問題を無視し、ないしは軽視して国民経済的に存在し得るかどうか、この点はどうお思ひでございましょうか。

私が特に国民経済的に申し上げたのは、高度成長政策が特定階層に奉仕する跛行的な政策ではなくて、文字通り国民経済の高度成長を目指すものとするならば、物価問題あるいは国際収支の問題を無視してかかることは許されないと思ふのであります。この基本的な問題提起の仕方なんです。あなたは、私の言う国民経済的な高度成長政策が物価問題と国際収支を無視して存在すると思ふのかどうか、この点につきまして御見解を御披露願ひます。

○**農山国務大臣** 経済が高度に成長いたしますことが望ましいこと、これは申し分ないわけでございますけれども、それだけの国におきましてその置かれております経済状況で限度があるとは私は思ふのです。たとえば日本の工業を成長させていくという場合に、一つの限界がございまして、と申しますのは、かりにごく単純な例で申しますれば、日本は鉄にしても棉花にしても石炭にしてもあるいは非鉄金属類にしても、多くのものを輸入して参らなければなりませんし、食糧、麦その他も輸入して参らなければならぬのであります。ここであつたば百万円の輸入をして、そうして八十万円だけはその原料

を輸出に使つて、かりに五割の加工賃をもうけるとすれば、百二十万円の金が入る。そうすれば百万円の代金の支払いを済まして二十万円だけは国内の消費あるいは経済規模の拡大をはかつていくというのが正常な形であると思ひます。それが百万円の原料を入れて、かりに六十万円しかその原料で輸出しない。加工賃を半分の三十万円も上げたとすると、九十万円といへば十万円だけ外国に払う金が足りなくなる。そうすれば必ずしも国内の消費——消費と申しまして個人消費、設備投資その他を含めて申しておるのですが、そういう限界がくる。従つて、外貨払いの影響を及ぼす。従つて、そのときにおきます経済の状況から見てある程度の限界がある。その限界内でできるだけ成長をいたして参らなければならぬ。その状況のいかんによつてはかなりな高度の成長が得られる場合もありましようし、あるいは非常な高度な成長ができない場合もあると思ひます。ここ数年非常な高度の成長を続けてきた結果として、今申し上げたような現象が国内消費景気あるいは国内の設備投資に非常に大きなウェイトがかかりましたので、そのバランスが破れて今日のような貿易の上に一つの影響が出てきた。従つて、数年来高度の成長を続けてきた、その場合には大して影響がなかったかもしれませんけれども、それが積み重なつてきております。もう一昨年か昨年にかけての高度成長というものは行き過ぎであつて、その結果がそこまで出てきたというふうに私は考へております。

○**平岡委員** 次にもう少し具体的なことをお伺ひしたいのです。

三月の初めの物価安定総合対策の中心が何であるかをお示し願ひたいのです。この総合対策では日銀が主張しておるところの投資抑制政策、つまり全体としての有効需要の削減政策ではないに、各省のその所管とする問題につきまして個別的に物価の安定をはかるうとするものであると聞いております。たとえば通産省は卸売物価には問題はない、問題は消費者物価であるという、従来の政府がとつてきたと同じ見地に立ちまして、消費者物価の上昇を抑制すること、つまり消費者物価の上昇が、同業組合のカルテル的行為によるものが多いところから、これを取り締まること、それから独占禁止法のこの部門での強化を要求しています。

この反面におきまして大企業が比較的多い卸売物価については、従来まで生産性の向上によつてその価格が安定してきておるので、独禁法などは無用であり、この分野ではかえつて自由化に對処するために、企業の合併とか価格の協定その他の行為が必要であり、独禁法の適用を緩和すべきであると主張している。これは公取委員会の独禁法を全体として強化しようとするのと全く對照的であります。それからまた農林省は流通費の引き下げを初め、公共料金の引き下げを強く主張いたしております。公共料金の上昇やむなしとする従来の政府の見解あるいは通産省の物価対策と正反對な主張をいたしております。結局各官庁は総合政策でもその実は個別的であり、個々ばらばらのものの総合であるにすぎないと私も考へておりますが、経企長官はこれをいかに把握し、有機的関連においていかなる方途を講じようとなさ

ておるのか、その点をお伺ひしたいと思います。

○**農山国務大臣** この消費者物価の問題でございまして、過度に成長が行なわれまして結果として、私は基本的に消費者物価に影響するいろいろな要素がそこに出たと思ひます。従つて、物価水準というものをやはりある程度押えて参ります上においては、現在の過程においては著しい高度の成長というものを基本的には押えて参らなければ、こういうひずみと申しますか、ゆがみと申しますか、物価の上昇に現われてくる、それが昨年著しく現実に出て参つたと考へておるのでございます。たとえば労働賃金の関係におきまして、急激な過度の膨張の結果として、求人求職というふうなものの上にアンバランスが起きたのであります。従つて中小企業は人手不足だというふうな面も起こります。急激な賃金の上昇ということもあわせて考へなければならぬ。そういう面から見まして、消費者物価に直接の影響をもたらしていたわけでございます。また輸送関係その他につきましても、過度の成長の結果として輸送力の非常なアンバランスが起きたのでありますから、基本的には、過度な成長がそういう面を起している個々の物価の対策になりますと、ある場合には天候による需給対策の変調、集中豪雨のあつた後の野菜が高くなるというような個々の問題、あるいは農村におきまして流通機構の整備といったようなものも、これは個々の対策を立てることによつて、私はその時自体解決することはできると思ひます。やはり物価水準そのものを全体として考へた上においては、現在起こつ

ております状況というものは、非常に過度の成長に原因があると考える。それを安定的成長に切りかえることによつて——しかしその中で手は打って参らなければなりませんけれども、やはり必要な手は打ちながら、そういう状況に持つて参らなければ、全体の水準を安定させ、あるいは安定させた水準を全体としてできるだけ維持していく、あるいはさらに望ましいことはこれを下降させることですが、それが非常に困難だ、かように考えております。

○平岡委員 結局景気調整の現段階に対処するために、各省で考えているような行政指導だけではなまぬるいということ、当然政策の強化を必要とするというお考えのようであります。私も当然かくあるべきだと思つております。その点はあとからまた触れることにいたしますが、もう一つ、今まで政府といたしましては物価問題は消費者物価に限定して考えていますけれども、置き去りにされている卸売物価、そうした点の掘り下げが必要ではないかと私は考えます。

そこでこの際お尋ねをしてみたいのですが、政府は秋の九〇%の自由化に対処するために独占価格や管理価格についてはむろんのこと、卸売物価の現状維持を是認する立場にはないと思つております。生産性の向上に見合つて卸売物価水準が下がつて、ひいては消費者物価を下げ、国際競争価格が出なければ、成長政策そのものの終局的目標が達成せられるわけにはないはずであります。消費者物価論と同じウェイトで現在の卸売物価が検討されなければならぬと思ひます。

そこで、まずお伺いしたいのは、卸売物価が昭和二十七年以降長期的に安定していた理由は何であるか、これにつきましてお答えいただきたい。長期的に安定していたがために、政府が問題外に置いたものではありますけれども、では何がゆゑにこの長期安定が可能であつたか、そのことを説明する必要があると思ひます。問題はその辺に伏在している事柄が大いにあると思うのです。この二十七年以降安定しておつたというのはどういふことをかを一つ御所見を承りたいのであります。

○藤山国務大臣 過去におきます卸売物価の比較的安定しておりましたことは、いろいろな耐久消費財だけとは私は申しかねると思ひますが、しかしやはり耐久消費財等につきましては、生産力の拡充がある程度行なわれて、生産数量も増大いたしております。それから一面において技術的な革新も行なわれた、また大きなオートメーション化も行なわれ、また労働者諸君の生産性も向上してきたというように思います。つまり、一応卸売物価が著しく高騰するということが避けられたと思ひます。今後の情勢からいって、それじゃそういう状況が続いていくか、続いていくことは望ましいことではあります。私が卸売物価にも影響が出てくるのじゃないかといふことを心配はいたしております。しかし現状においてまだそこまでする影響が非常に大きくはまた出てきてないといふことなどございまして、従つて現状においてこれを安定させていくことが必要だろふと思ひ

ます。一方におきましては、公共料金等につきましても一定期間かなり据え置かれたものもございまして、そういうことがやはり卸売物価の安定にも相当な効果を上げたと思ひます。ただ今日におきまして、今の高度成長のひびきが非常に出てきておりますので、そういう面から見て、私から申せば、やはりそのひびみだけは直していかなければならぬだろう。しかし直した上で、物価水準全体としてそれを維持しあるいは下げるような方向に持つていかなければならぬのではないかと、その点については卸売物価等についても同じことが言えるのではないかと、私はこのううふうに思つております。

○平岡委員 今のお答えはきかぬて常識的なことであります。今までの安定を是認しておられる。ただし、卸売物価もこの一月以降二月中旬にかげまして少し反発勢がきたから、これは警戒しなければならぬという御説であらうと思ひますが、私はそういう御解釈より前の事柄として、やはり注目しなければならぬことがあると思ひます。長期的に二十七年以降日本の卸売物価が安定しているといふことは、実は日本の卸売物価が国際的に見てすでに上昇をとり得ないほど高水準にあつたのではないかという疑問があります。と申しますのは、朝鮮動乱によりまして、欧米各国は一割ないし二割の卸売物価の上昇を見たにすぎなかつたのであります。が、わが国におきましては七割の高騰を見たわけでありまして、二十七年にやや下落したとはいふものの、朝鮮動乱の前比べて卸売物価はなお六割の高騰を示しておつたわけでありまして、政府のいう二十七年以

降の卸売物価の安定は結局高水準の安定であつて、これが可能となつたのは、一つには為替管理によつて国際競争を人為的に遮断したためであつたわけでありまして、為替管理を解きました三十六年の半ばごろから日本の輸出競争力が急速に悪化したことは、この辺の事情を物語つておると私は判断いたしておるのであります。従いまして、十一月以降自由化率九〇%となる場合におきましては、国際競争力の大幅減退が見込まれるのではないかと、このことではあります。ですから、卸売物価の水準維持といふことは、裏返して言うならば、国際競争力の總体的減少を政府が是認している態度にはかならないと思つておるのであります。物価論は消費者物価論に終始すべきではないかと、国際競争という観点から、特に九〇%の自由化を控へまして、卸売物価について政府の責任ある説明を今なす段階にあらうと私は考えております。

○藤山国務大臣 卸売物価が、いわゆる為替管理その他貿易の自由化ということが問題になつておらぬような状況下にある程度競争力がないと申しませうか、そういう関係でもって維持されてきておるといふことも、これは言えると思ひます。しかし今日までの卸売物価の維持といふものは、ある程度やはり日本の生産活動が活発になつて、そして特に耐久消費財等の問題については生産の合理化、生産活動の旺盛、生産性の向上というふうなものにささへられていたこともまた事実でございまして、そこで問題は、卸売物価が安定していればいいのじゃないかといふことにのみとらわれますと、いわゆる消

費者物価の問題がないがしろになるわけではあります。卸売物価全体の水準を下げますことはむろん必要でございまして、あるいは卸売物価の安定といふことだけに關心を持つて参ると、結果は他の面に出て参ることもあるわけではあります。そういう意味からいひまして、卸売物価の問題を決して輕視をいたすわけではございませぬけれども、何か卸売物価が安定させたいという一面もございまして、私としてはやはりそういう意味からいひまして、卸売物価と同時に消費者物価の問題をもう少し考えなければならぬと思ひます。特に日本の場合におきましては、御承知の通り外国と違ひまして、社会保障制度その他必ずしもまだ完璧ではございませぬ。従つて、消費者物価の高騰自体が国民大衆に与へます影響といふものは、外国におきまして消費者物価の高騰よりもよけに影響が現れてくる階層が出て参ると思ひます。ですから、そういう面を考えますと、やはり卸売物価の安定といふことも必要でございまして、同時に消費者物価の問題もあわせ考へて参らなければならぬ、こういうふうな考へておるわけではあります。

○平岡委員 次に、金利政策についてお伺いしたいのであります。昨春来金利政策が、私どもに言わせると証券界などから制約されまして、弾力性を失つて、政治的に過ぎたきらいがあるわけでありまして、預金金利引き下げを含む金利政策の是正の必要があると思ひますが、どういふものでしょうか。あなたの御所見は大體わかつておりますけれども、その点につきまして特に

降の卸売物価の安定は結局高水準の安定であつて、これが可能となつたのは、一つには為替管理によつて国際競争を人為的に遮断したためであつたわけでありまして、為替管理を解きました三十六年の半ばごろから日本の輸出競争力が急速に悪化したことは、この辺の事情を物語つておると私は判断いたしておるのであります。従いまして、十一月以降自由化率九〇%となる場合におきましては、国際競争力の大幅減退が見込まれるのではないかと、このことではあります。ですから、卸売物価の水準維持といふことは、裏返して言うならば、国際競争力の總体的減少を政府が是認している態度にはかならないと思つておるのであります。物価論は消費者物価論に終始すべきではないかと、国際競争という観点から、特に九〇%の自由化を控へまして、卸売物価について政府の責任ある説明を今なす段階にあらうと私は考えております。

この際明確にお示しただければ幸いでありました。私自身も、インフレ抑制の景気対策として金利政策が有効なものと考えておる一人であります。経済の安定成長をはかるきめ手は、財政と金融政策の二つがあります。そこで、その金融政策の中心が金利政策にあることは間違いないことと思っております。当面の物価政策、ひいては国際収支の重要課題も、金利政策を無視して完全なものとは言えないと思っておりますが、その辺どうお考えでございますか。

○藤山國務大臣 日本の産業の国際競争力をつけていくという場合に、いろいろな問題が伏在しておるわけでございますが、産業自体を合理化してオートメーション化する、あるいは機械化する、そうして生産の設備の更新をして能率を上げていく、また一方では、労働者諸君が生産性を向上させていくということによってコストも下がっていくという状況とあわせ考えますと、そうして低コストになって参ります場合に、国際競争力をさらに強めるために何が必要かといえば、低金利であることはもう申すまでもないことであります。国際水準に近い金利に日本の国内の金利がなりますことが望ましいこととでございます。ただそれでは日本の金利そのものが、あるいは金融全体が、過去において正常化したしておったかといえますと、私はいたしておらなかったのではないかと思います。いわゆるオーバーローンの問題も石橋内閣当時にもずいぶん議論がございました。解消の方法等についていろいろな問題も議論されましたが、その後はそういう問題も議論されませんし、オー

バーローンその他の問題も現にございます。いろいろな意味において金融界そのものが正常化しておらないと思えます。そして日本のそういう状況において必ずしも資本の蓄積が——これは個人及び会社を含めてでございますが、法人を含めて資本の蓄積が必ずしも十分でない。従って、金利が国際水準に達するということは、やはりそういう金融界の正常化によっておのずから資本の蓄積ができて、自然的に国際水準に達するような金利になるような方策をとって参って金利が下がること望ましいこととでございます。これはどうしてもそういうふうな持参しなければならぬと思いますが、先ほど申しましたような、必ずしもそういう正常の状態にない場合に、して低金利政策をとりますことは、金融の上に混乱を起す、そうして低金利政策そのものは景気刺激の一つの要素でございます。まして、やはり不景気になれば金利を下げる、あるいは公定歩合を下げる、あるいは景気が過熱をすれば公定歩合を上げるという一つの金利操作をすることによって、自由主義経済の中では操作をすることが必要なわけでございます。従って、低金利政策そのものはかなり景気を刺激するものだと思えます。従って、金融界が正常化しておられません場合に、して——国際水準に達するのは望ましいことではあります。その条件のそろっていないときに無理に低金利にするようなことをとりますことは、必ずしも適当ではないというふうな考えがあるのであります。そういう点について、われわれも一応反省をしてみなければならぬ、こう思っております。

○平岡委員 おっしゃることは、国際金利水準へのさや寄せの議論は、傾向的指標としては、抽象的な議論はまさにその通りであるけれども、ただし景気行き過ぎをある資金需要その他の段階において金利を上げて抑制することが最も合理的な対策だと思つて、御趣旨であると思つております。私もさように考えております。ですからこの際は、日銀に不当なプレッシャーをかけず、自由調達にこの金利操作を行なわしめることが、政府にとつての義務だとすら私は考えるのであります。池田首相のらみで山際さんがすぐんでおるようなことは、日本経済の真の発展のために喜ばしいことではないと思つております。むしろ公定歩合操作でございます。この引き上げというふうなことは、現在のごとき景気過熱の状態において発動されないことの方がおかしいと思つておるわけであります。大義名分は国際金利水準へのさや寄せということですが、それでは国民はだれも納得はしないかと考えるものであります。特にその理由をいたしまして、昨年の一月国際収支の悪化の徴候が出たときに、わけのわからない公定歩合の一厘の引き下げを政治的に行ったときがある。株価の人為的な露骨な引き上げ政策として、いまだ記憶の新しいところでありまして、その当時の金利政策が続きまして、昨年七月、九月のしぶしぶ引き上げの経過にかんがみまして、池田さんの金利政策は国民経済全体を考へてやっているのでないんじやないか、どんずばりで言うところには町向けの金利政策ではないかと勘ぐられるほどおかしなことをやっているように私は思えてなりませ

ん。公定歩合操作は、もう日銀の自主性にまかしておくべきであると考えます。ケインズ流に言うならば、これは政府にすべて責任があるんだから、財政ばかりではなしに金融それ自体も政府の所管のもとに置くんだという議論が一つあります。これも一つの行き方かもしれないけれども、どうもそういうケインズ理論を少し悪用し過ぎてはいまいかと思うのです。これと対照的なのは、西独におきまして、財政、金融はおのずから別個の使命と性格があるんだということで押し通して、そしてチェック・アンド・バランスによって上手な運用をしておる事例が現実にあるわけであります。そういうことを抜きにして、ケインズ流ですべて政府が買って出ているんだというふうなそういう名分の立て方で、その実何をやっているかわからぬような金融政策、金利政策は、国民にとつて迷惑しごくだと考えざるを得ません。英国の例を見ますと、昨年七月に国際収支の危機に直面いたしました、日歩にして五厘五毛、年利二%ですから五厘五毛の大幅引き上げを行なつております。その効果がきめんに現れましたので、十月、十一月、それからことしの三月にかけまして引き下げを行ない、もとの五%に戻しております。日本は公定歩合を、先ほど申したように昨年の七月に一厘、九月に一厘と小刻みに上げましたが、まだ日本経済の病状がはつきりしないのに、この有効な良薬である金利政策を忘れまして、そうして日銀窓口規制を主とする資金量の規制とか、また佐藤大臣がおられますが、通産行政面から新規設備投資を認めないとか、それから業種別の設備や

生産の調整、その他主として行政指導による景気調整を打ち出しておるわけでありまして、こうしたいわゆる金利政策、公定歩合操作というものの裏づけのないやり方というものは、部分的な手術としては認めるけれども、漸進的な効果というものが現れずすけれども、そういうことをなぜかきらつて、そうして何となくですか統制的な手術を部分々にそれぞれ勝手なところ適用しているということで、先ほど申したような総合物価対策はまるで個々ばらばらな形になっている、こういう事態は決して望ましいことではないと思つております。私は、池田首相自身だつてこれはもうわかつていることだと思つておる、実際は、だけれども、わかつちやいけるけどやめられないというふうなことで、そういうスポンサー筋の変なものがつづくわけですね。そういう点はどうも総理としては大いに反省してもらわなければならぬと思つております。総理がおらぬのですからたなおろしはこのくらいにいたしましけれども……。

そこでここに佐藤通産大臣がおられますので、行司役の一つにお答えいたしたいと思つております。ただし佐藤通産相は、どういふ思惑か推しはかれないわけですが、二十六日の経済閣僚懇談会後の記者会見で、金融機関の足並みが乱れており、政府が関与せざるを得ないと統制的な意図を表明されております。それから設備投資の急増原因を低金利政策によるものとの意見は、金利の機能を過大に評価したものであるから、これはとらなないとおっしゃって

おられますが、あなたはほんとうに日本経済の現段階の危機におきまして、金利引き上げによる景気抑制の必要を認めておらないのでありますか。一つ御所見を承りたいのであります。

○佐藤國務大臣　ただいまお尋ねがございまして、お答えをいたしたいと思いますが、御承知のように今の経済段階は非常に微妙な段階に来ております。

しても、いわゆる役所でこれを抑制するということ——これは一つの軌道といえますか、一つの方向を示し、業界の自主的な協力をお願いする、そういう意味におきまして各産業界別にそれぞれあつせんし、またお話し合いを続けております。大体私どもが考えるような方向に資金量の見当をつけつつあるというのが実情でございます。

います。

○平岡委員 通産大臣の立場においてのお答えならそれでけっこうですが、私がお聞きしたかったことは、近ごろ薬の広告でございますが、何ですか「クシヤミ三回ルル三錠」とか、大体金利操作、公定歩合操作というものは、これはそういう兆候が出たらすぐ対処すべきであると思うのです。ところが何

り三回を下っておらぬのです。三回か  
四回、きわめてイーजी・ゴイング  
に――イーजी・ゴイングというのと  
逆説的ですけども、行なわれており  
ます。やはりそうした態度は日本とし  
てもとるべきだと思ふのです。日本政  
府としてもそれで不当に日銀に介入し  
たりなんかしないような、そういうこ  
とこそ政府のとるべき義務だと思つて

て、三人ともほしくてたまらない。見つけた者順もだめということになった。じゃんけんもだめということになった。そこで、だれがもうかかをうそ比べできめようというのだそうであります。

そこで私は、とんでもない、うそ比べなんかしてはいけない、そんなことをするやつがあるか、うそをつく者は

す。むしろ非常に困難な状況ではないかと思えます。先ほど来金融機関のお話が出ておりますが、金融機関のあり方というものは、これはもう大蔵省あるいは日本銀行がその関連において考えられてしかるべきものでございます。

それじゃ金利そのものがどういう影響になるか、ただいま企画庁長官がお答えになりましたように、ただいまの設備投資が、たとえば貿易自由化、こういうような意味で進められる、そのためにおくれをとらない、こういうこ

か弾力性を失ってしまつて、池田さんがおるうちはとても公定歩合を引き上げるなんということは絶対ないだろうと思われるほど固定的に考え過ぎていはせぬのですか。そういう今までの池田さんを初め政府のとおつておられる公

おります。そういう意味でお伺いしたのですから、通産大臣的感覚でなしに、経済のかなめにある大御所として、そうした金融政策についての御配慮をお願いしておきたいと思うのであります。

ろくなことにならぬぞということでしたしなめました。池田首相をごちんなさい、池田はうそを申しませんと言っているではないかと言ひ聞かせたわけでありませう。ところが驚いたことには、異口同音に三人が、じゃあこの子犬は

だくなら、金融機関もやはり一つの産業としてお互いに競争しておりますから、その競争の関係が現在のような微妙な経済情勢に対処するには必ずしも適当でない、こういう意見を率直に

とでざいますなら、これはもう原則的な意味においても国際金利水準にさや寄せするといいますが、そういう形が望ましいことだと思ひます。ただ今の過熱の状況から見まして、金利を左右することによつて實際にこれにさら

定歩合操作に対する憶病なというか、そういうことはどうも工合が悪いのじやないかと思うのです。そういうことでもっとおおらかに弾力性を持って処置さるべきだと思うのです。しかも政府はそれにあまり介入してはいかぬの

話は少し理に陥りましたけれども、実は池田首相がきのう子供の日で子供と対談しておりました。きつと何か考えるところがあつたのだと思うのです。子供のことですから直感的に問題を把握しておりまして、純真な子供の

池田総理大臣のものだ、とても総理にはかなわない、おじさん国会に行っているのだから総理大臣にこれを持っていて下さい、こういうわけです。これは私も驚きましたが、まさかそんな失礼なことを取り次ぐわけにはいきま

私は表明したことがございます。新聞記事に書いてある通り、通産大臣が金融機関を統制するとか、そういうことはできることではございません。金融機関自身がみずからの姿を正しくするが望ましい。ちょうど金曜日でも

にプレーキをかけるかどうか、これは理論だけの問題じゃないに、十分一つ検討しないと、影響するところが非常に大きい、そういう意味で現段階においての処置としての慎重さというものには必要じゃないか。これはもちろんや

じゃないか。英蘭銀行なんか公定歩合を引き上げたときには、前に議論なんかしていません。上がるであろうあるいは下がるであろうという議論は、政府筋において、各閣僚がそういうようなことを発表することはとても

実は私の最近の体験で、これは政府  
目映つた政府のやり口、そうした点  
に対して池田首相が、何回でもこうい  
う機会を持ちたいと言われているそう  
ですから感銘するところがあつたと思  
うのです。

せんで、とどのつまり私がもらうことになりました。といって、私が一番のうそつきの適格者だということ在意味するわけではないであります。

この犬に後日談があるわけでありま  
す。最初これは一キロくらいのちっば

られたのであいつに見えましたが、宇佐美新会長にもそういう話はいました。銀行自身もそういう意味で十分注意受けるというようないふつに意見された次第でございます。

らなとかやるとか、かような結論を出すこと自身について慎重であるべきだと思います。これは私の個人の意見でございます。

御承知のようにただいま製品在庫も相当ふえておりますから、そういうこ

考えられないことです。結果だけ、しかも理由を付しております。これはこれで昨日十二時を期して公定歩合一厘を引き下げましたということを結果として報告しているだけです。それで理由もつけてあります。そういうように

筋特に池田さんに対してはきわめて都合の悪い皮肉を与え子供から受け取りました。これも国民が政府をどんなふうに見ておるかという材料にはなると思うので、一つ御披露しておきたいと思うのです。

けなものでしたが、またたく間に十三キロくらいに——何かの数字にあったようですが、成長したわけです。ほんとうにまたたく間に成長いたしました。まさに高度成長であります。ところで、気がついたことは、びっこを引

第二の問題は、金策の問題について、これを設備投資にすぐ結びつけて云々したことはございません。これは新聞記事があるいは私の意思をそのままに伝えておるものとは私は考えません。設備投資の抑制の問題にいたしま

とを考えると、なかなか金利の問題は簡単に結論を出しにくい。しかしながら当然十分検討すべき問題である、これは間違いないことであります。ただ右にするか左にするか、いきなり簡単にはやれない、こういう考え方でござ

やはり音もなくそういう経済の悪兆候に対して規制する処置として、ひそかにしかも決断を持ってやっておるわけです。しかし年間に公定歩合の操作の数は、西独にしましても、イギリスにしましても、この数年來の平均にやは

所を散歩しておりますと、カメにあら  
ず一匹の子犬をまん中にはさみまし  
て、悪童三人が盛んに議論いたして  
るのであります。聞きますという、  
その子犬がシェパードの子でありまし

き始めたのであります。どの足が悪いというのではなしに、言うなれば全体の四肢がすくんでしまつて、何か歩行困難になつたのであります。人に聞きますと、くる病だそうです。シェパードには往々ありがちな病氣だそうであ



政府の信念ともなっておるところの、池田総理の信念ともなっておるところの高度成長が、耳だけがびんと立ち、目が鋭く、肩ばかりががんじょうに見えるというだけでは、国民経済としては落第だというふうな感じをどうしてもぬぐうわけにはいきません。国民自身は過去二回の経済の起伏において、えらい経験を実際皮膚をもつて体験したわけでありまして、そのつど経済政策のあなた方の閣僚間の議論がどうあろうと、しよせんは、神武景気にしろあるいは岸田景気にしろ、国民大

きょうはじっくりその点につきましましてよくお聞きをし、その陰影を作ることによつて池田さんの所説自身を浮き彫りにしてみるといふことで、国民の関心事である当面の経済政策というものに對して、政府自体の立場がどうであるかといふことをぜひお聞きしたかったわけです。ところがかけ違ひになつて、池田さんここにまだお見えになつておりません。そういうわけであつて、私はこの程度でやめますが、万機公論に決して大いに閣内で議論をしていただく、そういうことを大いにやっていただきたいと思ふのであります。

れども、これは私この前も予算委員会  
の分科会でも長官に伺いました、それ  
から一般質問のときにも伺いましたた  
れども、どうも私の予想通り生産はな  
かなか下がりません。設備投資は三兆  
七千五百億とおっしゃってあったもの  
が、どうやら四兆に近くなっておるの  
ではないかというような感じがいたし  
ます。そこでこの設備投資がこのよう  
に高い原因ですね。この前佐藤通産大  
臣は、生産の面には問題があるが、し  
かし在庫率等もだんだんふえてきてお  
るから、その面で早晚下がるだろうと  
いうようなお答えもありました。しか  
し実はどうもなかなか下がらない。

四月の鉱工業生産がどの程度になっておるか、これは二十日過ぎでないと実ははっきりした数字は通産省から発表されませんが、一応四月の電力消費量は数字が出ております。これで見ますと、四月の電力消費量は三月に比べて

通産省でも実はできるたび新しい実験に基づきまして季節修正値を作りまして今年から二つの数字を発表しておりますが、これを一応一、二、三としていう電力消費量と鉱工業生産の關係がどうなっておるかということを御参考のために申し上げますと、一月は一年前の一月に比ばまして電力が一三・一％上がっております。生産の方は一九・五％上がっております。それから二月は、電力の方は一年前に比べて二・五％上がっております。それに対して

鋳工業生産の方は一七・五％上がっております。それから三月は、電力は一年前に比べて一・三％上がっております。鋳工業生産の方は一六・三％上がっております。この関係はちょうど電力の消費量と鋳工業生産の水準とが、弾性値が〇・七になっておるわけでございまして、この弾性値をそのまま使うのがいかどうかは非常に問題でございますが、かりに今の段階で確かに推定のしようがございませんで、鋳工業生産と電力の伸びの弾性値を〇・七というふうに置いて考えてみますと、四月の鋳工業生産は先ほど言いましたように、電力の方が一年前に比べて三・一％上がっております。そうす

○**娯楽費** 今のお話で、私が見ております指数で見ると、もう少し発電端の電力消費を総合損出率で引いて、前年度の状態をずっと並べてみた感じでは、私は需用電力で見ると九七・八%くらい前月比で下からはおりますが、そのくらいですからそう大して下がっていないのじゃないか、これは五月二十五日ころになればわかると思いますけれども、そういう感じがいたします。そこで、この際一番問題になっております点は、一体鉱工業生産がな

ぜ下がらないのかということの原因だ  
と思います。在庫率はすでに一〇九く  
らいいきておりますから、これまでの  
去年の九月からの在庫率の上昇率とい  
うのは大体四・二五％くらいでありま  
すから、これでいけば過去における  
ピーク、昭和二十七年、三十二年の  
ピークくらいになるのも、このままで  
いけば二月の在庫率ですから、三月、  
四月で、おおむね四月ころは過去にお  
けるピークと同じところにくる。大体  
こちらでそろそろ下がるだろうという  
ことはいろいろな状態から見て感じら  
れますけれども、しかしその下がり方  
が今後やはり問題があるのじゃない  
か。

そこで、通産大臣は十五分ころにお出かけのようでありまして、ちよつと先に伺つておきたいのですが、この鉱工業生産はなかなか下げようたつてこれは行政指導では下がらないと思ひます。下がるべきものでもないでありません。しかしこれが下がらないと、設備投資はやはり依然として高い水準になるのではないかと。私、新聞で拝見したところでは、通産大臣は通産省所管分の大きい分について、大体本年度は一兆五千百億に押えたい、こういうようなお言葉が出ておるようですが、昨年度が一兆五千六百億くらいだったと思ひます。しかしそれもずつと資料を拝見して見て、はたしてこれが一兆五千六百億であつたのかどうか、ちよつと私は疑問だと思ひます。

○堀委員　そこで、昨年すでに景気の過熱問題が論議をされて、あるいは通産省でもいろいろお調べになつて、何回か、十一月にいろいろと調整をされたと思ひます。大蔵大臣は、大蔵省の十月の調査では大体八%下がつたのだ、これはあとで大蔵大臣に伺ひますけれども、大蔵省がおとりになつておるのと、一方はよく私わかりませう。大蔵省でおとりになつた三十五年度の実績と、それから通産省の三十五年度の実績と比べて、三十五年度の実績が合わないのですから、カヴァリッジがどうなつておるかというこのほかに、何%下がつたとか下げたということだけは私よく国会で御報告を受けますが、実績はほとんど一方的に走つておるというふうな感じがします。

○堀委員　結論は私の方が出すのじゃなくて、通産大臣の方でお出しにならなければ物事は運ばないのじゃないかと思ひます。そこで、いろいろ言われ

ておりますけれども、昨年度ですらこ

ういう状態で、今度の要求額は一兆八

千七百六十三億、これを一兆五千百億

に縮めるといふことになると、この前

ちよつと何かで拝見いたしました、た

とえば鉄鋼については新規投資は一

切認めないというくらいにしなければ

ならないだらう、こういうことがお話

にあつたようであります。なるほど、

それをしてもなおかつ一兆五千百億に

おさまるのかどうか、電力とかセメン

トはある程度やむを得ないだらうとい

う状況もあるだらうと思ひます。そこ

で通産大臣御自身の考えで、今いろいろ

話し合ひによつてやるということをは

いつておられますが、話し合ひによつて

はいつていないということが私はわ

かつただらうと思ひます。それは昨年

度の例でわかります。一兆五千六百億

というものが、おっしゃるやうに八百億

なり、これは支払いベース、工事

ベースで差はありますが相当ふえてお

る。昨年度も相当ふえておるのに、な

おかつ今の一兆五千百億にはどうや

つてこれを押し込まれるのがよくわか

らないのです。そのやり方をちよつ

と伺ひたい、それだけです。

○佐藤国務大臣　各事業別にいろいろ

相談をいたしまして、大体たゞいま申

し上げるやうに支払いベースで一兆五

千百億、そういうところへ各産業別の

話を詰めて参つておるわけでありま

す。これは先ほど申しましたやうに、工

事額は先ほどもお話したやうに、一兆

五千百億をさらに下回るといふ結果が

出る、各産業別にそれぞれの要望が

出しておりますけれども、それを話し合

ひの上で、そこまで圧縮を願つておりま

す。大体この数字は業界の了承した数

字にたゞいままとまりつつあります。

○堀委員　昨年の資料の關係で拝見し

て、電力からするとほとんどの業種は

減つたことに、実は通産省にお話が出

ておりますが、電気機械だけは約一〇

%ぐらい修正よりはふえておるわけで

すね。私はこれを見て痛感しましたの

は、どうも電気事業界が一番正直だつ

たのじゃないか。よそは、ふえてゐるに

もかわらず、みんなふえておるもの

を減つたとして通産省に出しておる。

ところが電気業界だけは、一〇%ふえ

たものをふえた形で出している。こ

うことが現実にあるのです。私はそ

ういう点で非常に感ずるのは、どうも

今の状態はうそを言つた方が得たと

か、政府の言うことにさからつた方が

結果として企業は得たという実態が、

どうも全体としてあるのじゃないか。

そこで逆に私に言わせるなら、正直者

にばかを見せせないような政治をやつ

ていかないと、今後政府の統計なん

というものは、われわれ拝見してもあ

てにならないということになつてくる

と思ひます。

そこで、電気の問題でも、かなりい

ろいろの問題があると思ひます。たと

えば東芝あたりでも、最近新規投資を

いふ要請しておる向きがあると私は感

じておりますが、三菱その他に對して

は相當な話し合ひをされておること

になつておるにもかかわらず、東芝は

ほとんどまたやろうとする。あるいは

鉄の問題にしたところで、住友金属は

たしか世銀との借款の關係で、財務比

率やら何かを変えなければならな

いところへきてゐると思ひます。さ

ら、これは増資を認めなければなら

ないだらうし、増資を認めることにな

れば、その分はやはり設備投資を認

めることに結果としてはならざるを得

ないのではないかと。どうも、今通産大

臣のおっしゃつたやうに簡単な問題で

はないやうな感じがしますけれども、

そこら、正直者がばかを見る問題とあ

わせてちよつと……。

○佐藤国務大臣　お説の通りなかなか

足並みは揃ひかねるということであり

ます。その実情をつかむことが行政

としての當分の責任だ、かやうに実は

思ふわけでありまして。数回交渉を重ね

てこないと、なかなか数字がおさま

らない。そういう場合に、また一律に押

えるということも、事務的には、一番

可能な方法で圧縮するのなら、全部一割

とかあるいは一割五分圧縮してその数

字を引いておられる方がきつくなる、

ちよつと先に伺つておきたい。

○佐藤国務大臣　守られたものとは実

は考えられませんが、大体八百億くらい

ふえておるのじゃないかと思ひます。

従ひまして、ここの一兆五千百億とい

うのは支払いベースで考えておりま

すから、実際の工事量はいろいろ八百

億を引いた額であります。相當きつい

縮減をしないと一兆五千百億にはなら

ない。ただいまの八百億があるいは一

千億前後になるか、それから考えまし

ても少し引き締めの方はきつくなる、



字が出るということになるのでありますが、そういう方法はとりたくない。だから実際の事情に合うように、そこを話を詰めていく、非常にむずかしいがあるわけですが、ことに会社の今日までの設備投資の状況は、相当早いものというが進んだものもありますし、おくれたものもあります。すでに新聞等に出ております、同じ鉄鋼部門でも、たとえ鋼管だとかあるいは車軸などを作っておる住友なり日本鋼管は実績が十分なかつた。だから過去の実績だけで今回の圧縮をしてもらっても困る、そういう事情に合うことを考えるということでありませう。また電力の問題になりますと、これは最近の産業拡大から見まして、非常に需要があふれております。そういうことを考えると、大体四十二年までは、年間通じて四千億ないし五千五百億程度、膨大な設備資金を必要とする。これは大蔵省とよく話をし、その設備資金の手当を考えてやらないと、いわゆる料金の問題に発展したり、ひいては一般物価に影響する重大な結果を生じますので、必要な設備はやはり確保してやる、こういうことでなければならぬので、ここに、形式的なものでなしに、非常な行政上のむずかしさが実はあるわけでありませう。細さんが今御指摘になりますように、業界自身も一案、二案、三案ぐらい、実際のところは持つておるようです。その一案、二案、三案というものをどうして私どもが引き出すか、その引き出し方が行政上の手腕の問題になるんじゃないか、こういうことでございませう、相当時間もかかりませうが、よく話を詰めて、しかる上でその結論を出したいと思ふのです。しか

もこれは今日、製品在庫がふえていという産業だけについてとやかくも言えないものがあると思います、将来の発展というものに対する今日からの基礎固めでありませうから、非常に複雑なものだらう、これは御指摘の通りでございませう。これを一つ克服をしてみる、ここに私どもの決意もある次第でございませう。

○堀委員 最後に一言だけ、今の問題に関連してお伺いいたしますが、さつき通産大臣は、金利問題というのは確かに考えなければならぬ問題だ、ただ右するか左するかというのはいさし慎重に考えたい、こういうお話でございませう。私もそれはよくわかりませう。ただそこで、問題はこういうことになってくるんじゃないか。皆さんのこれまでおっしゃってあった、本年度の下期に国際収支を均衡させるといふ前提がはつきりしておるならば、もう一、二カ月してなおかつ諸条件が整わざるときは、私はこれは統制でやるよりは、やはり金利で処理をされる方が財界は好むんじゃないか、こういう感じがするのです。ですから、今私はお答えを、右するか左するかは伺ひませう。しかしあと四、五、六月の変化というもののによつて、本年度の年度中に国際収支が均衡するかどうかというの

に結果としてなつてくると思ひますが、そこらについてのお考えをお聞きしたい。

○佐藤國務大臣 結論的に申し上げますと、統制はしたくない、これはもうはっきりいたしておきます。経済の正常化ということでございませう。所得倍増計画とか経済拡大計画、これは、当然考へなければならぬのは金融政策であるいは財政政策、物価政策、賃金をも含めての物価政策、さらに貿易の拡大計画、そういうものをあわした総合的な観点に立たなければならぬ、これはもう申し上げるまでもないところであります。その一つだけの責任で処理がなかなかできるものじゃない。あるいは国内における消費節約の問題であるかというように、非常に複雑なものだと思ひます。ただいま御指摘になりました通り、政府自身は年度内——年度内じゃなくて、正確に申せば本年度までに国際収支のバランスをとりたい、こういうことを申し上げておきますが、その形の上から見ると、今の段階から見ればすでに私どもの見通しとやや時期のなずれもある、これは指摘するまでもなくあるわけでございますから、そうすると、当初の数字自身も、あるいは国際収支の均衡をとるといふ面から見れば、これは今のままに動いていけばある程度変えなければならぬいかもわかりませう。しかしながら、御承知のようにただいま年度が始まったばかりでございます。従ひまして今の、この四月の数字も出ない状況のもとに結論をどうするということとは、これは実は早いんじゃないかと思ひます。しかし国際収支をできるだけ早目にバランスをとる、そういう政策を総

合的に立てて進めることが、やはり国の経済の健全性、同時に国際的信用を確保するゆえんだ、かように実は思ひます。そういう意味の努力をしていく必要がある。そういう場合に、統制経済をやらないで、政府が関与する範囲というものはおのずから限られるといひますと、やはり大きな面は金融と財政の面ではないか、かように考えるわけでありませう。ただいままだ結論としてどうするということまではいっておらない。ただいま申し上げようならあゆる要素を総合的に十分検討して、しかる上でその結論を出すべきだ、かように思ひます。

○堀委員 お約束の時間ですから、通産大臣けっこうです。

そこで、企画庁長官にお伺いをいたします。先ほどから企画庁長官がおっしゃる金利問題については、私どもはおっしゃる通りのことを昨年一月来言つてきましたけれども、実はそういつておりませう。私はやはり社会主義者でありませうけれども、資本主義というものが現状である中では、やはりここまでは一つの自由競争がなければ、消費者大衆といひますか、国民大衆は決して資本主義社会で恵まれた条件にこないと思ひます。資本主義は資本主義らしくなければだめでありませう。そこで、私は何もその議論をするわけではございませうが、現状は確かに資本主義社会における中途半ばな統制経済ということだと思ひます。そこで伺ひたいのは、現状に対して金利政策を変えなければならぬ。変える部分はいろいろあると思ひます。長期金利の問題もありません。公定歩合の問題もありません。預金金利の問題もありません。これ

は全部を一つのセットとして見る場合もありませうし、個々に問題を取り上げる場合もあると思ひます。その点について、当面はどういうところから金利は手をつけていくのがいいというふうにお考えになりますでしょうか。

は全部を一つのセットとして見る場合もありませうし、個々に問題を取り上げる場合もあると思ひます。その点について、当面はどういうところから金利は手をつけていくのがいいというふうにお考えになりますでしょうか。

○藤山國務大臣 私は、まず今日の段階におきましては、やはり金融の正常化、資本蓄積ということが非常な急務じゃないかと思つております。これは長期にわたる問題にも関連いたしますけれども、やはり貯蓄を推進して参つて、そして金融の正常化をはかつていかなければならぬ。そこで、預金金利の問題というのは、私はやはり非常に重要だと思ひます。そこで公定歩合の問題になりますと、これは今後、十一月に均衡するの、あるいは若干その時期について別個な考え方でもつていくのか、そういう状況を見て、金利、公定歩合の効果を実に現わすような問題として考えなければならぬ。私は預金金利と公定歩合と、すぐ直結して今言つておるわけではない。預金金利をいじります場合に、長期の各種の金利、これをやはり地ならしをしなればならぬ。単純に預金金利の引き上げというだけでは調整がとれないのではないか。従つて、現状におきましても、たとえば預金金利でも特利という問題も大口預金者にはある。小口にはそれが無い。貸出金利についても別に両建の問題もある。必ずしも金利そのものが正常化しておらぬと思ひます。やはり資本蓄積をいたしながら、その過程において、そういう全体のものを調整をし、平常化していくように持つていく、また社債、証券等の関係もございませうから、それらのものとの

は全部を一つのセットとして見る場合もありませうし、個々に問題を取り上げる場合もあると思ひます。その点について、当面はどういうところから金利は手をつけていくのがいいというふうにお考えになりますでしょうか。

○堀委員 お約束の時間ですから、通産大臣けっこうです。

そこで、企画庁長官にお伺いをいたします。先ほどから企画庁長官がおっしゃる金利問題については、私どもはおっしゃる通りのことを昨年一月来言つてきましたけれども、実はそういつておりませう。私はやはり社会主義者でありませうけれども、資本主義というものが現状である中では、やはりここまでは一つの自由競争がなければ、消費者大衆といひますか、国民大衆は決して資本主義社会で恵まれた条件にこないと思ひます。資本主義は資本主義らしくなければだめでありませう。そこで、私は何もその議論をするわけではございませうが、現状は確かに資本主義社会における中途半ばな統制経済ということだと思ひます。そこで伺ひたいのは、現状に対して金利政策を変えなければならぬ。変える部分はいろいろあると思ひます。長期金利の問題もありません。公定歩合の問題もありません。預金金利の問題もありません。これ

は全部を一つのセットとして見る場合もありませうし、個々に問題を取り上げる場合もあると思ひます。その点について、当面はどういうところから金利は手をつけていくのがいいというふうにお考えになりますでしょうか。

は全部を一つのセットとして見る場合もありませうし、個々に問題を取り上げる場合もあると思ひます。その点について、当面はどういうところから金利は手をつけていくのがいいというふうにお考えになりますでしょうか。

調整もはかつていかなければならぬ、  
こういうふうに思っています。

○堀委員 実最近の金融機関の状態  
をちょっと調べた資料をいただいてみ  
たのですが、これで見ても、全国  
銀行で見ると、個人でございですが、  
三十五年九月の決算期では前期増加率  
が八・三%あったものが、三十六年三  
月には七・六%に下がり、三十六年九  
月決算では五・五%に下がってきてい  
る。これは大蔵大臣は御自分の御所管  
です。これはあらゆる部分を調べてみま  
したが、最近になって個人預金があ  
がってきたという月はないのです。こ  
の三月決算もおそらく下がりますとあ  
る。私は思う。そうすると、これはやは  
り今おっしゃったように、預金金利と  
いうのはこの実勢から見たらこれは当  
然上がらなければならぬ、こういうふ  
うに私も考えます。それから、さつき  
通産大臣は、今非常に微妙な段階で、  
在庫も非常に多くなっている、こ  
こで金利が上がることは影響がわめて  
甚大だ、こういうふうにおっしゃった  
んです。私もそう思います。ここに、  
池田さんや水田さんとそのほかの  
方の中に意見の食い違いがある感じが  
する。これは、片方では金利の効果とい  
うものは大したことはないのだという議  
論が、水田さんもよくおっしゃる  
し、池田さんもそういう形の発言をし  
ていらつしやる。私はやはり、金利の  
効果があるかないかというの、だん  
だんこういうような状態になってきた  
ときにこそ金利の効果があるもので、  
もっと非常に金融がゆるんでおるとき  
には逆に金利の効果はない、そういう  
のが本来だと思います。だから急激な

ことをやれというのを私は言うわけ  
ではありませんが、方向としては、現  
状での金利の効果というものは、各種  
の設備投資なり生産、そういう状態に  
直接相当に影響がある、こういうふう  
に判断をしますが、長官はどういうふ  
うにお考えですか。

○藤山国務大臣 民間の産業人が設備  
投資をいたします場合に、金利負担と  
いうものを相当考慮に入れてやるわけ  
でありまして、従って、新しい機械を  
購入しようという場合でも、それに対  
する資金の問題を考えないでいたすと  
いうことはなと思います。ですから  
、金利というものは設備投資の意欲  
をある程度考慮されるということとは当  
然のことでありまして、そういう意味  
において、長期にわたって国際金利水  
準にさや寄せすることはこれは望まし  
いことではあります。現実の問題とし  
てはやはり実情に即したような金利で  
なければ、政府の指導、勧奨だけでは  
なかなか設備投資の抑制はできない、  
そういうものはやはりあわせて行われ  
ることが必要だ、こう考えておりま  
す。

○堀委員 その点は私も同感でありま  
す。  
次に、今の問題の矛盾は、窓口規制  
をやることによって量的規制をやるう  
としておる。このことは資金供給面を  
押えておるだけで、需要の側としては  
これは、コントロールが今おっしゃっ  
たようにないわけですから、供給面だ  
け押えて需要が拡大するということに  
なれば、当然ここに私は矛盾が起きて  
くると思う。矛盾の一つの現われは、  
御承知の含み貸し出しが三千億をこえ  
るようなものがある、あるいは最近大

蔵省でやかましく言つていらつしやる  
外資導入の問題、自由円を一つ取り入  
れることによって結局抜け穴を作ろう  
としておる。いろいろな形で片方にひ  
ずみがあるからそれを調整しない限り  
結果としてもひずみが出てくる、こう  
いうことになると思ひますが、こうい  
う今の含み貸し出しの問題、自由円等  
の短期外資を借り集める問題等はやは  
りそこに問題があるような感じがいた  
しますが、これに対して長官はどのよ  
うにお考えですか。

○藤山国務大臣 今日のような状態で  
窓口の指導というものは決して悪いこ  
とではないわけでありまして、私ども  
も窓口指導をやめるような考えは必ず  
しも持つておりません。ただ窓口指導  
から起ります欠点というものがあ  
ることは事実でありまして、たとえば系  
列融資という銀行の問題を考えた  
てみましても、窓口融資の規制によつ  
て系列融資をやめようというのではな  
かなかむずかしいのではないかと。むずか  
しいばかりでなくて、むしろ窓口規制  
があればそのことを助長することさえ  
考えられる。従って大きな産業でも、  
金利が高いから設備投資をできるだけ  
繰り延べていこうという態度に出ます  
れば、資金量から申しましてやはり緊  
急を要する中小企業に少しくらいやる  
というところもありますから、系列金  
融、窓口規制の強化というのを私ども  
も決して否定はいたしません、こうい  
うときにやつていってしかるべきであ  
りますけれども、窓口規制から起る  
弊害というものはこれはまたわれわれ  
は考えておかなければならないのじや  
ないか、こう思ひます。

○堀委員 あとの方もありますので、  
もう二、三点だけ長官に伺つておきま  
すが、鉄鋼公販価格の問題が今相当問  
題になっております。通産大臣がおい  
でになるときに伺いたかつたのです  
が、時間がありませんので……。そこ  
で、実は私非常に問題があると思ひま  
すのは、市況買いささえのために、今  
度は大手商社を通じて買い上げが行な  
われるということ、大体公取と通産  
省との間に今話をして、四月分につい  
ては、大体そういうことが行なわれそ  
うだ、このことは独占禁止法の関係と  
か、いろいろ問題がありますが、この  
点は、今時間がありますから触れま  
せんけれども、これは明らかに私は一  
種の滞貨金融だという感じがいたしま  
す。滞貨金融は最近水田さんも非常に  
熱心に、御承知の、社債の滞貨金融を  
やりたいと、この間からこの話が出て  
おりますが、どうも私はこの際、滞貨  
金融ということがいいのかどうか、そ  
の資金というのはいくらか出てくる  
のか、大手の商社四社ぐらゐの名前  
も出ておりますが、ここがやはりいろ  
いろな意味での、長官が、総合対策が少  
し引き抜けになつていっているのじやない  
か、不十分だとおっしゃる一つのこれ  
は現われじやないかという気がいたし  
ます。この公販の問題、特にこの買い  
ささえの問題についてはどういうふう  
にお考えになりますか。

○藤山国務大臣 貿易の面から見ま  
して、ある程度日本の卸売物価と申しま  
すか、そういうものが安定しておりま  
せん、輸出の伸びというものは必ず  
しも思うようにいかないということは  
当然考えて参らなければなりません。  
従つて、各種のものにつぎまして、急  
激な価格の上昇あるいは下降というこ  
とが起らないように、ある程度輸出  
の面については考慮をせざるを得ない  
と思ひます。それが滞貨金融かどうか  
ということになりますと、そのものの  
性質によつて判断せざるを得ないと思  
ひますが、ただ、この春以来の生産が  
ずっと伸びてきております状況から見  
て参りますと、結局製品在庫が一般に  
ふえてきております。これが全部外国  
に輸出されれば、もう問題は解決する  
のでございしますが、しかし、製品在庫  
自体が必ずしも思うようにいかない。  
そこで、これが国内に売れるというこ  
とになりますと、やはり非常に生産が  
落ちていくという状況でなしにいくこ  
とになると思ひます。従つて、輸入も  
必ずしも思うようにいかないという点  
も心配されます。そこで、国内にも売  
れないということになつてくると、あ  
る意味において滞貨金融をせざるを得  
ない状況になる。しかし、滞貨金融そ  
のものを考えて参りますと、これは非  
常に重要な金融界の問題でございまし  
て、無制限に滞貨金融をするとなれ  
ば、今後の経済に非常に大きな影響を  
与えるのではないかと、従つて、やむを  
得ざる範囲内においての滞貨金融とい  
うものは、また滞貨金融することに  
よつて価格を安定させる、外国の輸出  
に向けるというだけの努力をあわせて  
行なわないで、滞貨金融というものを  
無制限に考えますことは、これは非常  
に危険なことが起つてくるのじやない  
か、こう思うのでありまして、その  
辺のかね合ひを考慮しながら今後十分  
な、政府としての考えをきめて参らな  
ければならぬのじやないかという段階  
に今ある、こう私は考えております。

○堀委員 一問だけで終わりたいと思

自紙に返って、三十六年度の新しい  
ベースの上に立って前を見た場合に、

しょうが、そこでもう一つだけあのときにお答えになった財政の弾力的な取

て、糸屑本年度の下半期に増徴するかもしれない。もうちょっと先にひくか、二つの考え方があつて、それによつて変わるとおつ

も、手当ができ得るならば、相当延ばすべきじゃないかという考えのもとに

あつて強い引き締めを行なうことはできないだろう。一つは、あなたも警戒されておるように、派閥的な問題には

入りたくないというあなたのお気持ちが  
ある。一つは産業界が反発する。こう  
いうような点を並べて、藤山さんはあ  
ま言っているけれども、結果としては  
まあまあというところになってしま  
うのではないか、こういう観測がまた  
できりに行なわれておるのでありま  
す。私も私どもとして、藤山さん  
の意見に半ば賛成し、半ば不徹底なこ  
のような情勢に対して、いささかどう  
なることかという考えを持っておるわ  
けであります。妙な言い方をするので  
すけれども、藤山さんは一体自分の上  
げたアドバンスに責任を持ってどう  
いうふうな御推進をなさるおつもりで  
あるか。端的にいえば、第一は、経済  
閣僚懇談会が一回、二回、三回とだ  
ら行なわれて、しまいにしり切れた  
ンボに終わってしまう、こういうこと  
になるということは、あなた予想され  
ないか。

第二番にお伺いしたいのは、藤山さ  
んは、そういう抽象的なムード的なこ  
とを言っているけれども、一体何をや  
りたいんだ、どこまで自分の政策の範  
疇を持っておるかという点について  
少しほやけておる。ほやける原因は、  
あなたが、派閥的にはとられたくな  
い、政治的にはとられたくない、話し  
合いの余地はある等々ということをご  
ころ盛んにおっしゃっているから  
だ、こういうふうに感ずるわけですか。  
具体的なこととはあとでお伺いしま  
すが、あなたは、自分の言ひ出された点  
について、これからどういう決心でお  
進みになるのか、その点をお伺いいた  
したい。

藤山国務大臣 私は純粋な経済の理  
論をいたしておるつもりでございます  
て、他のものに関連して議論をいたし  
ておりません。従って、私が経済の議  
論をいたした場合に遠慮して言うとい  
うことはないわけでございますし、過去  
におきまして、私の議論がいられ  
たこともございまして、従って、必ず  
しもいられないと断定するわけでも  
ございせん。ただ経済の問題は、私  
はタイミングが非常に重要な問題だ  
と思ひますので、そういう点について  
は、今後の話し合いをいたす上にお  
いて、純経済論としてもタイミングの問  
題は大事であるという立場に立つて私  
の意見を申し上げることにしたい、こ  
ういうふうな考えでおるのでござい  
まして、過去においても若干タイミ  
ングを失った結果私の申したようなこ  
とになったものでございまして。そう  
いう点が経済ではタイミングの問題が重要で  
ございまして、そういうつもりで純  
経済論として私は申しておるのでござ  
いまして、純経済論を申しております  
限り、私が一人正しいとだけ言えな  
い、いろいろな議論もありましようか  
ら、それには十分耳を傾けていくとい  
うことはむろんであります。しかし、  
その結果私の議論がはたして正しいか  
正しくないかということは、議論をし  
た末でないかとわかってません。私とし  
ては、私の申しておることが現状にお  
いては適切なことではないかという確信  
のもとに経済論を展開いたしておる  
わけでありまして。

藤山委員 重ねてお伺いしますが、  
あなたは学者でもなければ雇人でも  
ない、日本の経済の全体の企画を担  
当せられておる経済企画庁長官である。  
従って、人の話を聞かぬというふう  
に私は申し上げているのではない。あ  
なたは、少なくとも今日フット・ライ  
トを浴びて藤山発言として問題にされ  
ている以上は、それに対して政治的責任  
を感じておられるはずである。正しい  
と思つて主張されておるはずである。  
しかし、それについて閣内意見が多  
少違ふ——多少どころではないかもし  
れない。大いに違ふとも感ぜられる。  
その違いが焦点に差しかつておる。  
そしてある人たちは、その違いを参議  
院選挙までずらそうという考え方がき  
わめて濃厚である。参議院選挙まで延  
ばせば、あなたの主張は、あなたの立  
場をもつて私に言わせれば、ますます  
危険が濃くなるばかりである。そうで  
なければあなたの主張はおかしいと思  
う。そうした場合に、伝えられると  
ころによれば、藤山さんはこの主張が  
十分にいられなければ、日本の経済  
というものは非常に問題がある、そ  
ういふ信念を持っておられるか  
ら、場合によってはおやめになるか  
もしれない、こういう話が伝わって  
おる。その点についてあなたはどうか  
お考えですか。これはやめるかやめない  
かということをお聞いているのではない  
か。あなたの政治的決心のほどを聞い  
ておるのですから、そのつもりでお答  
え願ひたい。

藤山国務大臣 私は、やめるとかや  
めないとかいうことを別にしたいだ  
い。経済論を展開いたしておるので  
ございまして、私の過去の経験と企画  
長官という職に在職しております立場  
から申しまして、私の意見というものは  
必ずしもそう間違つていない意見では  
ないという立場に立つて私は議論を  
いたしておるのでございまして。しかし、  
むろん私だけが独善的に、おれの意見  
が一番いいのであつて、他の意見は全  
部悪いのだというように断定するのは  
経済論争として差しさわるところが  
いろいろございまして。従つて、反対意見  
にも十分私は耳を傾ける必要があるの  
であつて、独断的、おれの意見だけ  
が一番正しいのだという立場は、む  
ろんとるべきでないと考えておりま  
す。しかし、私が今日までの自分の体  
験から見、また見ておりますところか  
ら見まして、相当私の意見は正しいと  
いう確信のもとに私はこの論争を展  
開いたしていきたい、こういうふう  
に考へて、説得していくべきものは説  
得していきたい、こう考へておるの  
であります。

藤山委員 あなたの意見は、要する  
に見通しの修正をし、金利政策を  
討をしろ、そうでなければ均衡の時  
期をずらす、私はこの三点に要約でき  
ると思うのですが、一歩進んで私が伺  
ひたいのは、国内政策に焦点が置か  
れておるよう思うのです。あなたの  
所見をいろいろ聞いたり見たらいた  
しております、その背景になりまし  
ておるものは、日本経済に大きな  
ウェイトを占めるアメリカの経済が中  
だるみである。そして昨年のアメリカ  
の国際収支も二十四億ドルの赤字であ  
る、明年の均衡も不十分だ、かりに均  
衡がとれたとしても、日本の貿易収支  
に大きな好転を直接なまでもたらす  
とは思われぬ、こういうような考え方が  
背景であるように思う。私は、あなた  
が国内政策を引き締めようと言つてお  
る立論の趣旨からもう一歩進んで、貿  
易収支の改善について、アメリカの経  
済がこうであり、日本経済に与える影  
響があまり好転するとは思われないな  
らば、一歩進んで貿易の転換について  
もある程度の政治的な御所見をお持ち  
ではないか。端的に言えば、中国貿易  
についても一つのお考えがあつてしか  
るべきだ。うしろ向きのないしは内向  
きの問題だけでおっしゃっているの  
ではないかという考え方を持つのであ  
りますが、これは私の考えであつて、あ  
なたは何もそういうことはお考えにな  
らないのか、全体の規模としてお考え  
になつておるならば、その角度につ  
いても御所見を伺ひたい。

藤山国務大臣 貿易の振興というこ  
とは、国際経済の推移にも影響されま  
すし、特に日本ではアメリカの景気動  
向いかんによるわけでありまして、そ  
の点についてはわれわれも慎重にアメ  
リカの景気動向というものを検討して  
参らなければならぬと思ひます。む  
ろん昨年の夏からいわゆるリセッション  
から回復して参りました、ある程度  
の景気上昇傾向をたどつておりますけ  
れども、昨年日米閣僚会談におきま  
して、私は、ヘラー経済諮問委員長と二  
人で三日間お話しいたしました。同氏  
のような方々は、必ずしもアメリカの  
景気を無条件で過熱させることが望ま  
しいとは考へておりません。従つて、  
ある程度リセッションから回復した以  
上、それになるべく過熱しないように  
押えながら永続的にアメリカの経済が  
安定していくと申しますか、過ごして  
いくことが望ましいというふうな意見  
でございまして。そういう点から見ま  
すと、アメリカのドルの立場等から考  
えまして、もう無条件でアメリカの景  
気が回復し、日本の輸出が無条件で伸  
びていくというふうには必ずしも考へ  
られません。従つて、日本は、アメ  
リ

カに対する貿易が今日非常な勢いで伸びておりますけれども、そのみにたよるわけに参りませんし、ことに日本の生産規模というものは非常に拡大をいたしておるのでございまして、設備投資が歴年三兆五、六千億積んで参りますし、先ほど通産大臣も言われましたように、鉱工業においても一兆五、六千億というものが積み重なって参るわけでありまして、日本の生産力は拡大しております。従つて、貿易市場を広く世界に求めることが必要でございまして、後進地域開拓に持つて参らなければならぬと、やはり共産圏に對しても貿易の問題については積極的の開拓をしていく、政治的問題を別に開拓していくべきだ、こう考へております。

○横山委員 政治的な問題は別にしましても、共産圏との貿易を拡大すべきであるという御意見を承つたのでありますけれども、しかしそれができくわらうらいたたら今もうとくにできておるわけですか。それができないところに問題がある。そこを突破しなければならぬのが今の政治的課題である。ところが今藤山発言を境にして、共産圏との貿易も拡大すべきであるとおっしゃる以上は、今の中国を焦点といたしますそれらの諸國に対する貿易拡大の穴をあけるという熱意をお持ちなんですか。その具体案を何かお考えなんですか。

○藤山國務大臣 今私は、当面の国内経済の問題を主体にして話もいたしておりますし、私の考えを述べているわけでございます。共産圏との貿易をどういふふうに改善するかというようない具体的な直接の問題については、私

としてもまだ検討を要する問題もたくさんあると思ひますので、この機会にそこまで発言するよりも、当面の経済問題等について十分な考慮を払つていくことが必要だと考へておるのでござい

ます。○横山委員 当面の問題がなぜこんなに議論されるのか。それはこしばらに半年、一年についての日本の経済に對して不安があるからである。それが半年、一年たつたら、それでは非常に飛躍的な改善が予想されるのか、それともされないのであるか。だから今のあり方についての相当深刻な議論がされておると感じなければなりません。あなたの意見が国内政策だけに焦点が置かれておるといふことに私は少し疑問を持っております。何か将来を望んでさうしたところを私に理解をしておるのか、というふうには私に理解をしておるのか、というふうには貿易政策の転換なり拡大なりという点について、あなたは積極的な御意見を伺ひたいのですか。私が先ほどお話ししたのは、アメリカの貿易が改善される見通しがないから、内々だけで解決するのではなからう、何かあなたとしても貿易拡大の道というものを考へるのではないかと、いふとお伺ひしておるのです。そういうお考えは具体的に何かお持ちにならないのですか。

○藤山國務大臣 ただいまお答えいたしましたように、貿易のバランスを合

わせることが当面必要でございまして、当面の問題としては、現状における国際情勢下において輸出を拡大していくということが当然必要なことだと思ひます。しかし今申し上げましたように、設備投資等も累年重なる参り

まして、そうして生産規模は拡大して参ります。また生産能力も上がつて参ります。従つて、生産性も向上して参ります。輸出していくという道は、やはり十分な輸出先を確保してだんだん参らなければならぬことは当然でございまして、その場合におきまして、アメリカあるいは自由主義國、その他の諸國と十分な貿易拡大をはかつて参りますことは当然でございまして、共産圏といへども、貿易の面におきましては拡大をして参らなければならぬと思ひます。ただその具体的な方法としてはどうするかというふうな問題については、今後の問題としてわれわれも検討いたしていく必要があるかと思ひます。

○横山委員 あなたの意見がどれほどシビアに引き締めたり調整を行なわれるお気持か、まだはつきりいたしませんけれども、しかしながら、たとへば伝えられるように、鉄鋼の工業生産を二割、経済成長率を三割以下に、十二年の引き締めよりもさらに深刻になる、それをあなたが妥協して、まあまあそれでは今度はこのくらいにしようかというのをすれば、あなたの所見によれば、さらに深刻の度が続き、期間も尺度もふえる、こう思われるわけですか。そういうふうな思ひますと、これは産業界の一部に参りますように、非常に衝撃が大きくなるわけですね。中小企業にも労働者にも影響があるだらう。また与党の中にも参りますように、参議院選挙に影響があるだらうという不安があるわけですか。そういう不安に對してあなたは、まあそれはそういうことにならないようにというよ

うな御答えをなさるかもしれないが、私はあなたの政策実現に對する熱意という意味においてお伺ひしておるのですけれども、ある程度それは忍んでもやらなければならぬ、今やらなければだめなんだというふうな御考へをお持ちで推進をされようとなさるので

すか、あなたのさしやうとおられる政策のいい面ばかりをあなたはおっしゃるような気がしてならぬのです。が、悪い面に對してどのくらいの決意と熱意をお持ちなんですか、それを伺つておきたい。

○藤山國務大臣 今日の段階におきまして、経済全体の過熱を抑制して参りますれば、将来の安定的な経済の道を進み得る利点と申しますか、あるいは改善の点がございまして、しかしその過程においてある程度衝撃を受ける場合もございまして。従つて、その衝撃をできるだけ少なくしながらそれを改善していくということが、一番の問題になるかと思ひます。従つて、全然無衝撃でいけるとは思ひませんけれども、その衝撃というものをできるだけ少なくして、そうしていくべきことはこれは政治の要諦だと思ひます。私はこの問題について参議院選挙というふうなことを考へて言つておるのではな

いのであります。國民に正直に現状を伝えることが、むしろ自民黨の信用を博するゆゑだと思つておるのでございまして、社會黨の方には御迷惑かもしれないと思つておるのでござい

まして、焦点となるのはどうも金利政策、あなたの所管のお仕事です。私がかつて大蔵委員会でお伺ひいたしましたときに、あなたは三月、四月の状況をまづ見てくれ、その三月、四月の状況を見たらく、こうおっしゃつておられたのですが、今もう五月のメーデーも過ぎて半ばになろうといふたしておるわけでありまして、ほんとうならば、かかる問題については、大蔵大臣がみずからの所管の問題として責任を持つて金利を上げるべきである。いは現狀にとどめるべきである、もちろん慎重にならなければならぬけれども、所管大臣として明確になさる段階であつたとは私は思ふ。あなたは今もおかつもうしばらく待つてもらいたいという御意見なのか。ここ二、三日の間に開かれる経済關係懇談会におきまして、あなたみずからの責任を持つてその御提案をなさるおつもりであるか、その点はいかがですか。

○水田國務大臣 金融政策というものは、金融政策それ自身が目的ではござい

ません。目的を達成するための手段としてどういふ政策をとるかということとがございまして。その目的としたところは、私も去年のあゝいう現状から見まして、設備投資抑制政策をとつて、今年度の下半期までに國際収支を改善する、したいという目的からいろいろの総合政策をとつたわけでございますが、それではこれらの政策がどれだけ効果を今示しているか、それによつて國際収支の先行きはどうかという問題を見ておるべきでございまして、そういう問題について、御承知の送り超



はございませんし、そうかといつて超悲観論者というものもない、非常に国際収支の先行きについての問題は慎重ではございしますが、御承知のように、たとえば三月の信用状を見まして、あの反動はやはり四月に現われるという見方も当時多かったのをごさいます。が、実際の四月の状況を見ますと、信用状ベースにおける動きも、昨年の四月のときとは全く変わっておりまして、そしてそれでは五月、六月にどういふふうにつながつて出ていくかという見方についても、いろいろ今見方が出て参りました、たとえばくず鉄といううなものも今後どういふ方向をとるかといひますと、国内の産業構造の変化によつて、去年と同じような急激な輸入方法というものはここではとらぬという一つの分析、見方も出て参りましたし、また一般の原材料にしましても、当用買、ここで臨時買といううなことで済まそうという機運も非常に出て、いろいろなところを見ますと、輸入期である四月―六月の動きというのは去年と非常に違うという方向の分析がここで多く出てきているというところから見ますと、政府が最初予定した上半期、第一・四半期の輸出入の動向といううなもの、これを正確に見通すわけにはいきませんが、政府部内は、政府部内としての見方を今固めつつある。もしこれが、当初私どもの予定したよりもあるいはよくなるだろうという見方もあるのですが、そうなりますと、七月―九月の今度は輸出期に入つた場合との関係がどうなるかというところを見ますと、これは七月―九月の輸出期は去年と相当変わります、これによつて、これは総合収支だけでな

くて、経常収支の均衡も七月―九月の間にはあり得るという見方も、これは一番慎重に見ている日銀自身でも、そういう見方の者が一部に出てくる。はたしてそういう見方がいいか悪いかわからないことについて、私も役所側として、今慎重にやっているとございまして、こういう国際収支の動向がどうなりそうかといううな見方に対応して、初めてそれに即するいろいろな措置といううなものも私も考えなければならぬ、これは当然でございしますが、今この見きわめについていろいろな部内でもやつておるときでございしますので、やはりこの見きわめを、ある程度自信を持った見きわめをつけるというところが私どもの一番先にしなければならぬ仕事でございします。従つて、それに対する対策というものはあとからいろいろ考えられるべき問題だ、まずその目標に対する分析、見通しといううなもの、これを三月、四月、五月、これらの傾向を見て大体の見当がつくという時期に今きておるときでございします、私どもはそれを中心の論議をこれから政府部内においてもいろいろ出た結果でないと具体的な問題が出てこないと思ひますが、今ははかのこを考えるとときやございせんので、この見通しをどう見て、それに伴つた政府の政策をするかという新しい段階に今入つておるときでございします、私どもはそういう方針で今後善処すればいいというふうに考えます。

すけれども、われわれは学校で勉強しておるわけではないので、政治をしておるわけなんです。それでなければ、池田総理大臣が所得倍増計画を発表したときに、ちゃんとそろばんが二と二を足せば四になつたはずなんです。それがそうならないところに問題が生じておるのですから、今私どもはなるほど資料の収集や計算もしなければならぬというわけではありませぬけれども、判断の時期が迫つておる、またその判断をしなければならぬ時期ではないか、閣僚不統一を、そろばんをはじいて計算してから計算の答えであらうといううなことではいかぬのではないかと、あなたがあなたに加へられてこの辺であなたの所信のほどを明確にされて、そしてこれでやつてもいいといううに言うべき段階ではないか、こう私は痛感するのです。多少の数字の誤差があつたら、これは私どもが一つの政治的なムードを作るのですから、それによつて鎮静するものは鎮静する、そろばんの答えだけでは鎮静しないと私は思ふ。ところが決断をされる時期が今のお話だといふことか、私は想像つきかねる。経済閣僚懇談会は二、三日でもうそれではさうなパーティーにしようというお話が、大平官房長官がなさつておるのですが、さうするとあなたはさういふお気持はなかり、ずっと問題をずらして、六月になり七月になりその様子を見てやろう、このううふに私は受け取つてよろしいのですか。

はできると思つております。これはそろばんをどうしようという問題、数字にこだわつていふような問題ではないでございせん。今あなたも御承知の通り見方についてこれが確定しておるなら問題はございせんが、経済は生きているものでございしますので、常に動く方向が大体この五月一ぱいでわかつたといううに私は思つていふことと、もう一つは、もし事態がむづかしい方向へいくという場合なら、なおさら金融政策自体だけではこれは対処できない問題でございしますので、私はやはり金融一点張りでの見通しの問題を扱うというよりは、今までの行政指導力が足らなかつたといふことを認めますが、これが統制とかいうような問題でなくして、民間もすでに自主的な体制を整へてこの問題には真剣に取り組まなければならぬという方向にきているときでございしますので、政府の行政指導の關係である程度これが加わつて、それと金融政策等がマッチしない限り、そう期待する効果というものは私は出ないと思ひます。じゃその行政指導をどういふふうにするかといふことは、御承知の通り通産省が現在やつておりますし、私どもも日銀と一緒に金融機関を通じて仕事を始めておるが、まだ最終の結論をつけておりませんが、すでにここに入つておりますので、五月中には当然私どもの態度もきまりますので、さういふ一連の見通しと行政指導のあり方、さういふうなものとかからんだ政策でなければ意味がございせんので、さういふ意味で今私どもは相当慎重な態度でこの見通しをつけていふわけにございしますから、今の段階でさういふ問題を――政府は

責任者でございしますから、私どもが批評家の立場で経済に臨むことはできない段階であるといふことは、十分御了承願へると思ひます。

○横山委員 あなたは金利政策が焦点になりつつあることはよくお認めになつておるようでありまして、けれども、今の政府の言う低金利政策というもの、実態はもうくずれておる。法定金利はともかくとして、実勢金利はどんどん上がつて、町の金融業者の金利なんてもう驚くべきものになつてゐる。実勢金利はもうくずれてしまつて、あなたが表では表面的に言つてゐるにもかかわらず、裏面ではどんどん高くなつておることは、あなたは御存じではないのですか。私はもの考え方はいろいろあるけれども、今の大銀行の責任者なるものにとどき會つて話を聞きますと、政府は何かにか言つてゐるけれども、銀行のオペレーションを目的としたかのようにしてゐるけれども、しかし実際問題としてこれだけの金利をつけなければ預金が集まらないじゃないか、それをどうしてくれるのだといふことを公言してゐるわけなんです。預金金利の問題だつて、話はもう古いんですね。さういふ点からいいますと、私は何かあなたが金利政策について我を張つてお見えになるような気がしてしょうがない。それだつて毎日々々新聞を見ると、証券金融について池田さんは強い要望があるかもしれないけれども、これだけがどんどん進んでいくような気がいたします。中途半端な金利政策が実際問題として進んでおるといふ感じがいたしますが、あなたはさうお感じになりませんか。金利の問題はもうここで判断を、あな



たのオーソドックスな御意見を承れる段階だと思うのですが、金利はなぶらないというのがある根本となるお考えですか。もう少しあなたも率直に、具体的に、この際明らかにしたい。

○水田国務大臣 この問題は決して金利だけの問題を切り離して考えられる問題ではないので、今の段階でそう簡単にこれはどうこうというとはできないと思います。

○横山委員 しかしながら、すでにこの大蔵委員会と同じ席を並べて通産大臣と経済企画庁長官が金利の問題についてお融れになっており、新聞も毎日それを伝えておるときに、また町の実勢金利がどんどん上がって、あなたの言っていることと全くうらはらのような状況のときに、あなたの御意見が全然ないというような点は、私は納得いたしかねるのですが、どういふことですか。もう少しあなたの所見のほどをお伺いしたい、重ねてお願いいたします。

○水田国務大臣 何度も言うように、金利の調整機能を否定しているわけではございませんし、需給の関係で実勢金利が上がるといふようなこの現象が起きていることは当然でございますし、起きていること自身がまたどれだけの調整力になっているかというようなことについても、私も実は実態は十分持つておりますが、これについて今どうこうする、低金利とか高金利というようなそういう範疇で問題を論ずることでは——簡単に論じられる問題ではございませんので、要するに今申しましたような目的とした事態がどういふ方向へ動いているかという

ものについての正確な考えを持つことが、まず政府としては先でございまして、私も今は今その問題の見通しからいろいろの具体的な問題を考えればいいという態度は今も少し私を変えておりませんので、もう少し事態を見たいと思っております。

○横山委員 あなたがそう言っておる間に、もう一つの問題として最近外資の導入がもうあらゆる全国のみならず、まあ、おかしな外資まで含んで盛んに論議されておるのをどうお考えか、ちよつとお伺いしたいと思う。この間も名古屋の商工会議所に行つて聞きましたら、もう全くインチキな外資から、あるいはきちんとした外資からさまざまのものが入り込んで相談に乗つてくれ、こう言つておるそうです。私もちよつと調べたところによりますと、外資の最近の動きというものは、こちらから外資と言わなくても向こうから言つてくる状況で、しかも相当の金利ともこのごろは言われておる。これもひとえに日本の金利が高いからということも言えましよう。しかしながら、こういうような金融引き締めのおきに外資がどんどん入ってくる。そして政府資金は、私もがやあや言うて中小企業に出すようにしておるのでありますけれども、結局はこの間本委員会では私は明らかにいたしましたように、下請の手形をおくらせる、そしてその手形を商工中金なり、どこかに持つて行く、ところが実はそれは大企業のために使われておる、こういう状況が各所に散見されるわけでありまして、従つて、この間金利政策と同時に総合的な権威のある資金委員会を設置をもつて、そして官民の資金、外資の問

題と総合調整をしなければならぬ、こう思われるわけでありまして。最近ネコモしやくしも外資導入外資導入というて、政府の方もいさか制限を強められるような雰囲気もあるものであります。が、そういう外資の傾向について、今まで政府は外資は歓迎すべきものというふうな方向でたいこをたたいておられたようでありまして、最近の傾向をどうお考えになるか、同時に私の申します総合的な資金委員会の構成をお考えになる必要がないか、この二点をお伺いをいたします。

○水田国務大臣 必要な外資は導入する方針に変わりございません。しかし最近の状況は、あなたも指摘されましたように、外国に対して特に短資あさりが多くなつておるといふような実情は好ましい方向でございせんので、これについては先般政府が通牒を出しまして、今後勝手にこういう行為のないように事前に連絡をつけて、一応の了解を得た線における行動はいいとしても、そうでない行動についてはかりにこの交渉がまとまつたにしても許可しないというようなきつい達しをして、あさる方向については私も抑えるつもりで今やつておりますけれども、必要な外資は当然入れていいので、この点は押えようという考えは持つておりません。

○横山委員 必要な外資は押えない、必要でない外資は押えると言えればそれまでの問題ですけれども、全体的に私は政府がこれまたいことをたいて外資導入を歓迎する、日本に外国資金が入ってくるようにベースを作るといふことで進んできたためと、それから最近の金融の問題から今度は向こうが充

り込んでくる、こういう状況になつておるのですから、ただ必要なものは入れるというだけでは、今日のベースに合わないよう思うのですが、あなたとして特にそういう点についてお考えになつて手を打たれるお気持があるかということはいかがですか。

○水田国務大臣 現に手は打つておりますが、日本の高金利という有利性を目をつけまして、外国からそういういろいろな交渉がたくさんきておるといふことも事実でございまして、また、まとまつた例はあまりございせんが、そういう動きが活発でございまして、私もどしどし進めても、こういう動きに對しても日本政府はここの一定の条件は私も堅持しております。で、それにはまらないようなものは、どこからきてもこれは許可しないという方針で、条件の悪いいろいろなそういう交渉については全部押えるという措置を今現実にとつておりますので、相当私もはそういう点は防げるのではないかと考えています。

○横山委員 それでは、外資法を改正して外資の導入がしやすいようにするというのが今までの政府のお考えであつたような気がいたしますが、今のあなたの御意見によれば、そういうような外資法改正をして受け入れ態勢を整えるというお気持はもうなくなつた、こういうふうな理解してよろしゅうございませうか。

○水田国務大臣 これは外資の性質、質の問題もございまして、今見られるようなものについての抑制手段はとつておりますが、そうでない、好ましい外資の導入というものを押えるといふような方向は考えておりません。む

しろそういうものはもう少し国際自由化の線に沿つた策も考えなければならぬじゃないかとすら思つております。

○横山委員 そうしますと、どういふことなんですか。やはり外資法は改正して外資の導入がしやすいようにするといふ方向で今御答弁になつたといふふうに理解すべきですか。

○水田国務大臣 これは貿易自由化とやらはらの問題でございまして、全体としての為替の自由化という方向も当然ある程度考えなければならぬ段階にきております。現に去年、おとし相

○横山委員 時間がございせんけれども、先ほど通産大臣の意見を聞いておつて私確めたかつたわけでありまして、いささか所管が違ふかもしれせんが、こういう経済情勢が逼迫して、あなたにしても何もやらぬといふことではなく、慎重に手を打つていこうというふうな理解するのでなければ、その上に十月から貿易為替の自由化という重荷が加つてくるわけでありまして、この点についてあなたはどうお考えでありますか。計画通り十月から自由化をやれといふような立場をおとりになるのですか。世間では、このような状況では少し自由化をおくらせるべきだといふ声が次第に強くなりつつあるわけですが、どうお考えですか。

○水田国務大臣 この計画は日本経済自体にとつても変更すべきものではない、むしろ積極的に自由化はやるべきものでありますので、今政府のきめて

おる自由化計画は私は予定通りにやりたいと思つております。日本の業界において、四、五年前は自由化の問題を出したときにはこれは大へんだという気持ちでございましたが、もうすでに業界においてもこの自由化の大勢ということは十分承知しておりますし、政府の方針も一、二年前からはっきりさせておりますので、これに対応するような措置が自主的に現在もうとられておるときでございますので、この計画は変更すべきものではないと思つております。

○横山委員 先ほど堀君の質問で一つあなたのお返事を聞き漏らしたのですが、公社債の担保金融も、証券だけ特別対策をすべきではないという声が強いです。私も最終一貫というのを言ってきたのですが、これはどうなさるつもりですか。今の全般的な金融の再調整の段階に、証券市場だけこういうふうな対策をおとりになるといってお考えですか。

○水田国務大臣 全体の経済調整策の一環として私どもはこれを考えるべき問題でございますので、そういう方向で考えたいと思つております。しかしこの公社債の流動化の問題は、前にも申しましたようにやはり一つの制度的な問題がございますので、一挙に流動化を解決するための市場育成ということとは非常にむずかしい問題でございますが、全く流動化の道を制度的にも閉ざされておるといふことは、これはやはり大きな問題でございますので、この問題の解決は当然私はすべきだろうと思つております。

○横山委員 時間がなくなりましたので、私の質問はまたあしたに譲りたいと思つております。

と思つていますが、いささか大臣に苦言を呈しておかなければならぬと思うのであります。私の意見はなるべく避け、時間の関係上あなたの御意見だけ伺つたのでありますけれども、やはり私は、前にも申しましたけれども、大蔵大臣として、もう少し端的に、御自身の所管のさまざまな問題について、積極的に御意見を明らかにされ、方向を示唆され、それによって経済政策を推進されることを私は特に望みたいのであります。私も大蔵委員会として重ねて申し上げますけれども、前にも申しましたけれども、所管大臣として大蔵大臣が、その政策の衝に当たられる方として、金利政策にしても、あるいは経済政策にしても、まず方向を示唆され、それによって全般の誘導政策を立てられて誘導されるように希望しております。どうも今回のことに關しましては、大臣の慎重さが後手に回つていふような気がして仕方がありません。結果としてでき上がるものは、最初私が申しましたように、藤山さんもまあまあということになり、みんなまあまあということになって、ぬるま湯に入つたような引き締め政策が行なわれたのでは、これは政治としての効果が半減してしまふ。まあそんなものかといふことになってしまつて、政策効果が上がらなくなつてしまふ。計算づくは二と二を足して四になるかもしれないけれども、その効果として私は半減してしまふといふことをおそれるわけでありませう。従ひまして、もう時期をずらせばずらすほど問題の所在といふものが深刻になるばかりで、政策の効果が上がらずに、時期がずれるばかり、こういう結果になるといふことを私は心配をいたしたのであります。その点についてあなたに最後に御意見を聞いて、私の質問を終わりたいと思つております。

○水田国務大臣 今またあとからいろいろ御注文があるようでございませうが、まあこれではいかぬから金融をもう少しどうこうしろといふことをみんな言つてくる時期でございます。しかし私どもは当初の目的を達するまでは、これをゆるめなさいといふことで、金融引き締め政策も、一般の想像するよりは、実務に携つておる私どもとしてはけっこうやつていふつもりでございます。これを実情に合わせたやり方を私どもはすべきだと思つて、現にやつていふことが、たとえば四月の生産にも私はもう見えてくると思つて、引き締め政策といふものは、相当私どもが抜けていふといふふうに見ることは、これは疑問でございます。私どもとしては実情に合った相当強い引き締め政策をやつていふつもりでございますので、これをむしろ皆さんの手によつてくずされることを私どもはおそれておりますので、その点は十分私どもが慎重にやつていふことについては、それはその通り一応實際を御了解願ひたいと思つております。

○小川委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○小川委員長 これより討論に入るのであります。別に討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ることといたします。採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の

諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小川委員長 起立多数。よつて、本案は原案の通り可決されました。

なお、本案に關する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小川委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

○小川委員長 中小企業金融の積極化のための措置に關する件について、横山利秋君より発言を求められております。これを許します。横山利秋君。

○横山委員 中小企業金融の積極化のための措置に關する三派共同の決議案を提案したいと存じます。御賛成を願ひたいと思ひます。まず、案文を朗讀いたします。

中小企業金融の積極化のための措置に關する決議案

景氣調整の進行と金詰まりの激化が中小企業に及ぼす不測の衝撃を緩和するため、昨年来実施された民間金融機関に対する中小企業向け特別買オペ並びに政府系三機関に対する追加措置としての短期貸付金の処理については、政府は、必要に応じ、これを売戻し及び回収の延期又はこれを補足するための再買オペ及び再貸付を考慮するとともに、特に商工中金に關しては、金融債消化の不円滑の実情にかんがみ、速やかに資金運用部等による金融債引受枠の拡大を考慮すべきである。

簡単に御説明を申し上げますが、先日

大蔵委員会ではいろいろと中小企業金融の状況について質問をいたしました。政府側のこれに対する答弁は私どものきわめて不満足な状況でございました。しかも本日委員会において明らかにされましたように、政府内部におきましても意見の相違はございますけれども、しかしそれをもつてしても、なおかつ今後の金融が緩和される状況になく、特に中小企業に対するしわ寄せが非常に強化されるというふうな私どもは考えるわけでありませう。

案文の中に申しましたように、商工中金の実情に關しましては、商工中金は一体金を貸すところか、借りるところかというふうな議論さえまた起こつておるときでございますから、皆さんの御賛成を得て、中小企業金融の積極化のために政府に対して格段の措置をとられるように要望したいと考へまして、三派共同の決議案を提出した次第であります。

○小川委員長 ただいま横山利秋君より中小企業金融の積極化のための措置に關する件について、本委員会において決議を採択されたいとの動議が提出されました。本動議について細田義安君より発言を求められております。これを許します。細田義安君。

○細田委員 ただいま横山委員より動議として提出されました中小企業金融の積極化のための措置に關する決議案に対し、私は賛成の意見を述べたいと存じます。

昨年九月以来、本格的な景氣調整策がとられまして、これに伴ひ、金融引き締めの影響が中小企業に不当に及ぼし寄せられることを防止するため、昨

て緊要であると考えるのであります。  
以上述べますような意味合いにお

応じた金融政策は、今後弾力的に随時私どもにとって、御要望に沿いたいと考

題といたしまして、当面いたしております重要な諸問題について政府の

当増加をいたして参りまして、本年に入って一月のそれを前年同月対比率で

が、今日までできているということについては先生のお話と同じ観点に立って

いるわけでありまして。そこで、不渡り手形の問題でございますが、数字につきましては銀行局長より御報告いたしますけれども、そうひどく不渡り手形が激増しているという数字は出ておらないわけでありまして。若干、幾らか昨年度よりもふえておるといことが見取られるところでございます。

それから一、二のいわゆる不況産業のうちに数えられる面におきましてなかなか苦しい場面も出ておるとは御指摘の通りでございます。従いまして、先般大臣がここでも答弁されておりますように、今後の問題といたしましてはいろいろ苦しい場面に対しましては適切ないろいろな措置をとらなければならぬというところは言うまでもないところでございまして、今後実情によく見合ひまして弾力的に措置をいたし、中小企業金融が何とかこのむずかしい時期を切り抜けることができるように配慮して参りたいと思つて次第であります。

○大月政府委員 不渡り手形の問題につきまして数字的なお話がございましたので御説明申し上げますと、ことしになりましたから不渡り手形の手形交換高枚数に対する比率は、昨年と比較しまして若干ふえておりますことは仰せの通りでございます。しかし現実の実数から申しますと、必ずしも過去における不渡りの率に比べて高いという数字にはなっておりません。むしろ、この一月の不渡りの比率は〇・八一ということになっております。これは昨年一月の〇・七〇%に対して若干ふえておる。それから二月におきましては〇・七九%でございます。昨年

の〇・七〇%に比べて若干ふえておる。それから三月におきましては〇・八三%でございます。昨年の〇・七五%に比べて若干ふえておる。それから四月でございますが、〇・七九%でございます。昨年の〇・六五%に比べて若干ふえておる、こういう実数でございます。しかしただいま申し上げましたように〇・七%から八%という数字は過去におけるいろいろな数字に比べてどちらかといひますとまだそれほど高くない。たとえば昭和三十三年の平均で申しますと一・〇八でございまして、三十三年の平均におきましては一・〇六でございます。三十四年〇・九八、三十五年〇・八八、いづれもそういうような数字に比較いたしますとまだ低いわけでありまして、そういう意味から不渡りの枚数が非常に多いということは数字的には申されないのじゃないか、こう思います。

○春日委員 私は特に大月局長に御注意を申し上げたいと思つておりますが、あなたが銀行局長に就任されまして以来、私も機会をそれほど得がたいままに金融問題について論じ合うことはこれでかれこれ三回くらいしかないと申すのであります。しかしあなたはわれわれが警告的に警戒的な立場で、心配する心でいろいろと質問するのに対して、大丈夫だというふうな、いわば樂觀論と申しましょうか、そういう中小企業者に心を砕いたという立場で御答弁がないことはきわめて遺憾であるのでございます。御答弁がいかがあらんとも結果がそのようになっておればこれは差しつかえございません。あなたが銀行局長になられた昨年の春

でありましたが、われわれが中小企業金融はこの秋ごろには大へんなことになるでしよう、従つて、政府関係の三公庫の原資の手当というものは相当の規模で増大しなければならぬと思うが、少なくとも今からその準備をなすべきにあらざるや、こういう質問をしたのに対して、その心配はございませぬ、大体において計画の範囲内において需給のバランスははかり得るものと思つて、こういう趣意の御答弁があったと思うのでございます。これは速記録をお調べになれば明らかであると思ひます。結果はどうなつておるか、問題はそこでございます。結果において相対額の三公庫に対する原資の増大をはかる措置をとらなければ中小企業の年末が越し得なかつた。与党の理解、政府の了解のもとにあつた原資増大の措置がとられておるとは御承知の通りであります。われわれはともかくにもよく普通であります。悪くなつたときに一人でもそのような犠牲者を出すことのないように心を配つて、言うならばある程度は神経質過ぎるほどの心づかいをすることによつて破局を未然に回避するための必要な万全の措置をとらなければならぬと思うのでございます。従いまして、こういうような委員会においてあなたが答弁されることは、政府の施策に対してもとり重なる根本的影響を与えるものでありますから、十分その点にも心を配られて御答弁を願わなければならぬと存ずるのでございます。ただいまあなたがその対比率をいろいろお示しになりました。昨年の同期に比べてその交換比率に対する不渡り件数の対比率を言われておりますが、私はそんなことを

言つておりません。昨年一月同期における不渡り件数、それから本年の一月における不渡り件数、その実数を比べると何割増しになっておるか。私は昨年一月の不渡り件数の実数と本年一月の不渡り件数の実数とを比べると四二・一%ふえておるといふ数字を明記しております。またその金額が七三%ふえておる。なるほど発行件数もふえておるであろうし、経済の成長に伴つてその経済活動の度合いに応じて、その規模が大きくなつておる、だから私の言う面におけるこの対比率は、金融恐慌、中小企業金融恐慌を直接に把握するためにあるいは的確な資料たり得ないかもしれないけれども、私がその立場において昨年よりこれだけ不渡り手形の件数がふえておるのだ、金額がふえておるのだといつたら、その面においてはその通りふえておる、そういうふうには言われて、事実上事実としてこれを認められて、われわれは不実なことを針小棒大に言つておるのではございません。万全を期するといふためにいささかたりともあやまちをなからしめんことのためにこういうことをやつておるのですから、逆に樂觀論の論証になり得るような、そういう対比率のあげ方は適切ではない、むしろこういふような、一般的に先行き不安が見込まれておりますときには、その不安な面を生ぜぬようにお互ひにこれを取り扱つていくのでなければ、われわれが別々の心で問題を論じておつてもだめなんです。ところが春のとき中小企業の金融については将来心配がないと言つておきながら、秋においてはやはりこれこれ一千億近い特別の手当をするにあらざれば年を越すことが

できなかつた、そうではありませぬか。だから、そういうような意味合いにおいて、事実は事実として十分その把握、認識をしながら、問題を取り扱つていかなければならぬと思ひます。こういう意味で、私が申し上げました昨年一月の不渡り手形の件数と、本年一月の不渡り手形の件数とは、その対比率において四二・一%増大しておるといふ、この実績を何と見られるか、この立場において御答弁を願ひたいと思ひます。

○大月政府委員 私の過去における中小企業金融に関する答弁の態度が、中小企業の皆さんにはなほだ不親切であつたというおしかりでございますが、そういうことがございましたら今後十分に注意したいと思ひます。ただ私といたしましては、経済の現実を見まして、現実の数字をもつてお答えいたしましたつもりでございます。私が銀行局長に就任いたしました以来、中小企業の金融に關しましてとりました施策は、あるいは世間において中小企業金融対策をやり過ぎたために、経済の中だるみを生じたのではあるまいかというふうな批判を受けておるような問題もあるような次第でございます。私といたしましては、誠心誠意中小企業金融のために努力いたしておるつもりでございます。今後におきましても十分注意したいと思つております。

先ほどお話のございました不渡りの枚数の問題につきましては、実数につきましてははお話のようになつております数字から申しまして何上がつておりますか、ある程度実数は上がつて

できなかつた、そうではありませぬか。だから、そういうような意味合いにおいて、事実は事実として十分その把握、認識をしながら、問題を取り扱つていかなければならぬと思ひます。こういう意味で、私が申し上げました昨年一月の不渡り手形の件数と、本年一月の不渡り手形の件数とは、その対比率において四二・一%増大しておるといふ、この実績を何と見られるか、この立場において御答弁を願ひたいと思ひます。

おることは仰せの通りでございます。ただわれわれが手形交換の問題について見ておきますのは、経済全体におきまして不渡りの率がどういふようになつておるのか、不渡りの原因にも非常にいろいろございしますが、全体として経済の動きを大観いたしますときには、経済が大きくなりますれば枚数も金額も大きくなることでありますので、全体の交換高に對しまして不渡りの比率がどの程度になつておるかといふことを大数觀察して見ておるわけでございます。それを先ほど申し上げたような次第でございます。実数につきましてふえておりますことは仰せの通りでございます。

○春日委員 いずれにいたしまして、かくのごとくして企業整理の件数はもはなはだふえておりますし、現実に中小企業の不渡り手形の件数、金額も増大の傾向にある。その中には中小企業が倒れていく、こういう悲しむべきむざんな事態が起きておることを心して対策を講じてもらわなければならぬと存するのでございます。

こういうような背景の中において、この四月、五月、六月、いかなる金融状態になつていくかといふことをここで先見いたしてみますならば、今ここで予測されておりますだけでも、ただいま細田君から賛成意見の開陳の中で述べられておりましたが、四月には千七百億の財政の散超があるけれども、五月は八百億の揚超、六月は七百億の揚超、それから一―三月に行なわれた日銀の買いオペ千四百億の売り戻し、それから昨年十月―十二月に行なわれた中小企業向け三百五十億の特別買いオペの売り戻し、これが四月―六月に

行なわれていく、こういうことになりますと、五月、六月の金融ははなはだ深刻になつてくる。従つて、新聞でもまた業界でも、さまざま論じられておるのは五月、六月危機といふことでございします。それに対処するための委員会であるわけでございますが、一方においてはこういうような揚超、また一方においては買いオペの売り戻し、こういうことで、中小企業向きの原資といふものは、相当ここで減少を見ることになると思つております。これに對する政府の施策は何でありますか、どのように準備が進められておるのか、その点を一つお述べを願ひたいと思ひます。

○天野政府委員 ただいまお話がありましたように、四月から七月ぐらゐの間におきましては、特に揚超、こういうところに対する対処の方策が非常にむづかしいし、また前の売り戻しといふ問題も加へまして、いろいろな悪条件と申しますか、そういう点があるやうに見受けられるわけでございます。先ほど春日先生のお話のように、われわれといたしましては、中小企業者の方が一軒も脱落することなく、とにかくこの難局を切り抜けられていかれるやうにといふつもりで、大蔵省として一体となつてこれに対処して参つてきておるわけでございます。と申しまして、全部中小企業金融だけをこれまたしり抜けにさせるというわけにも参りません。このむづかしい揚超期に對処いたしまして、実情をよく把握しながら、弾力的な対策を講じていかなければならないと思つております。

○春日委員 その弾力的といふことでありますけれども、言うならばそれで

しょうが、この際は、具体的にこの売り戻しを中止するとか、あるいはこの面に對する、他に見返せる何らかの反對策をとるとか、この具体的施策を御明示願ひたいと思ひます。具体的に言つて下さいませんか。この売り戻しの延期であるとか、あるいは別に買いオペをやるとか、あるいは三公庫に對する原資の増大を措置するとか……

○天野政府委員 今直ちにこの席で売り戻しをやめるといふことを言明するわけには参らないわけでございます。実情をよく把握して、そのときの情勢に應じた適切な処置を講じなければならぬといふ腹がまえで今後進んでいきます。

○春日委員 それは、かれこれ概算いたしましてこの揚超が千五百億、それから日銀買いオペの売り戻しが千七百五十億、こういうことですから、言うならば三千数百億といふものの原資がここで圧縮されてくることになるので、五月、六月の危機といふものはさらに深度を加えてくると思つております。だから弾力性ありといふのは一体どういふことなんでしょうか。売り戻しを繰り延べるのか、あるいは新規に買いオペを行なうのであるか、それとも三公庫に對する何らかの政府の預託を行なうのか何かでなければ格好がつかま

であります。そういう意味で、この質疑を通じて大體政府の施策の方向を明らかにしてお示しになることは、むしろ必要な事柄であらうと思つております。いかがでありますか。

○天野政府委員 先ほど委員会でも大臣から御答弁申し上げておりますように、現在の段階といたしましては、國際收支の見通しの問題から、また設備投資のフロー・ダウンの問題から、いろいろとむづかしい轉換点に立つていてと考へられるわけでありまして、また反面、春日先生のおっしゃるような金融のむづかしい面もそこにあるわけですから、そういうむづかしい轉換点という観点からいたしまして、現在売り戻しをやめるとか、また金融をこういう方面にうんとゆるめるんだとか、こういう措置をとるんだといふことは、ちよつと申し上げられない段階だと思つてございします。しかし先ほどから申し上げておりますように、できるだけ落後者のないやうにいろいろと配慮していかなければならないと思つておるわけでありまして、

○春日委員 本委員会はそういう問題を具体的に触れておりませんけれども、そのやうな措置を政府に求めて委員会の決議を行なつておるのであります。従つて、本委員会は、國際收支の実態が何であるか知らないでこの決議をしておるのではございせん。物価の問題があり、國際收支の逆調悪化の問題があり、さまざまな問題があるけれども、そのやうな情勢の中において、なおかつ中小企業の問題についてはこれこれの措置を考慮すべきであるといふことも、委員会が院の決議をもつて政府にこのことを求めておるわけ

でございます。議會制民主主義においては、あなたの方の行動の限界といふものは、国会の意思に基づいて、その限界の中において、あるいはその方向に向かつて執行することが許されておるのであつて、国会の意思に逆行したり、あなたの方の獨斷専行によつて問題を処理することを許してはいけません。天皇制であるとか、ファシズムのときであるとかいふならば、これは別でありまして、議會の決定した方向に基づいて、あるいは決定したところに従つて、あなたの方の通り忠実にやるわけなのであつて、失敗があれば国会がその責任を負ふのです。だから国会の決議が何であらうとかなであらうと――思ひ上がった越權のさたであります。そういう意味で、この質問はここの確かな御回答は得られないといひまして、現実の問題として中小企業の金融がこのやうに梗塞をし、さらに三千数百億の原資を借りてくるといふやうなことであるならば、國際收支が何だろがかんたんなら、そのことはそのこととして別途に処理しなければならぬ。血がしたたつておつたら、この血をとめなければならぬ。この血をとれば國際收支がどうなるのか――血が出るのをそのまま見捨てておくんといふ、そんなばかなことは許されるはずがないのは申し上げるまでもございせん。国会の決定したその意思に基づいて、その方向に向かつて善処されることを強く要望いたしておきます。次は中小企業向け貸し出しシエアの確保について、特に大蔵省の銀行指導を強化してもらいたいと思つております。三十六年十二月末の金融機関の貸



し高残十三兆八千九百七十二億、これを大企業、中小企業に区分いたしますと、大企業が八兆二千六百五十七億で大体六〇%、中小企業は五兆六千三百十五億で大体四〇%です。中小企業がわが国産業経済の中に占めております割合は、事業数が九九%とか、雇用が八五%とか、生産取引が六五%とか、圧倒的な大部分を中小企業が占めております。占めておればそれに見合うだけの原資が必要であるはずであります。しかるに大企業の方が六〇%で、中小企業は四〇%、こういうことは誠に戒めていかなければならぬと思ひます。特に中小企業金融のうち、貸し出し額の割合が最も多いのは全国銀行でございます、五二%を全国銀行から導入いたしております。従つて中小企業貸し出しシェアを四対六に逆転せしめるためには、全国銀行の中小企業向けの貸し出しを積極化する、これ以外に道はないと思はれるのであります。このことは、昨年の臨時国会においても、中小企業金融公庫や国民金融公庫、商工中金に何かの財政投融資の増加をはかつてみて、それは結局資金の絶対量において大したことはない。結局中小企業金融問題解決のきめ手になるものはこれらの金融機関、すなわち全国銀行を中心とする地方銀行その他の金融機関の貸し出しシェアを、いかに中小企業向けにこれを改善していくかということにある。このことは大蔵大臣もよく認めて、そういう方向へ努力すると言つておられます。こういうことでありまして、現在全国銀行の総貸し出し残高が三十六年十二月に九兆六千九百億、この中で大企業向けが六兆六千七百億が六八%、中小企業向けが

三兆何かが二二%、こういうことでありますから、これは何といつても中小企業金融の問題を根本的に解決するためには、まず都市銀行の大企業と中小企業との貸し出しシェアというものの均衡をはかつていくの措置をとらなければならぬし、またとることによつて初めて問題の根源に触れ得ると思ひます。解決がはかり得ると思ひます。この点について政府の持つております措置は何でありますか、またどういう方向へ向かつて処置しようと思ひますか、この点をお伺ひいたしたいと思ひます。

○天野政府委員 昨年金融をいろいろと引き締める政策をとるに伴ひまして、中小企業向けの各銀行の貸し出し比率の確保ということをしていろいろと行政指導でやつて参つたわけでありまして、その建前は現在でも堅持をされておりました。総貸し出しに占めます中小企業向け貸し出しの割合というものは、大体現在のところ四二%ちよつとあります。特に全国銀行の方に占めてあります。三〇%余の比率をもちまして、その貸し出し比率の姿というものは堅持されております。しかしながらその反面、中小企業向けの相互銀行、信用金庫、信用組合、また政府関係三公庫、そういう方面の資金の量というものはだんだんふえております。そういう面からはだんだんとふえてきております。従ひまして、先ほど申し上げましたような、全国銀行の方は三〇%余であります。全体で四二%をこえておるといふ結果が見られるわけでありまして、今後におきましても、いろいろと

指導、また中小企業専門金融機関の育成をはかりまして、中小企業の融資比率をもつと増大するような方向に進めていきたいと思います。

○春日委員 中小企業金融のうち、貸し出し額の割合が一番多いのは全国銀行——中小企業の借り受けておる全額の五二%を全国銀行に依存をいたしております。従つて、今申し上げたように、この全国銀行なるものは、全国銀行自体としてどんな工合に金を配分しておるかという点、大まかにいつて、大企業七〇%、中小企業三〇%——三二と押えて、こういうことになつてゐるのです。だから今三公庫に千億や三千億や五千億出したところで、問題の根本の解決にならないのです。だから五〇%、五〇%か、あるいは四〇%、六〇%か、そういうような形にこれが中小企業に貸し出ししているように指導していく。大企業の産業資金については、仕債の発行、増資によつてこれを調停していく、金融に長期産業資金を依存していくという、こういう問題は、すでに長年本委員会でも論じられております。これは原則のあり方、原則の資金調停のあり方である。だからわが国の産業経済の金融の実態を根本的にため直しつ、すなわち長期産業資金は仕債によりあるいは自己資本による、そして設備は金融による。運転資金などというものは、やはりこういうような長期に、巨に金融に依存すべきでないというオーソドックスな考え方の上に立つて指導されていくならば、この三〇対七〇の対比率は大きな改善の余地があるし、もしなければ日本の産業はいつまでたつても奇

形、二重構造なんです。大企業は大きく中小企業は小さくという形になつてしまふのです。ここで百べん論じたら問題は解決いたしません。中小企業金融公庫に幾ら金を出したってそんなものは問題になりませんよ。言うなれば陽動作戦みたいなもので、われわれの注意をそちらにそらしておいて、そして大銀行が預金者の金でも足らざれば、日銀から借りて国家の金をどんどどこんど大企業に流して中小企業に流さない。私はこういう点について強力な行政指導、行政指導でいかなければ法的措置もとらなければならぬ段階ではないかと思ひます。その点どう考へておられますか、天野さん。

○天野政府委員 中小企業向けの融資比率をだんだんふやしていくという点については、これは当然そういう方向でいかなければならぬであらうと思ひます。しかしながら、全国銀行のうち、大体三〇%余のものが中小企業向けに直接向いてゐるわけでございますが、それから残りの七〇%が大企業向けでストップをして、それから、中小企業の方に回つてこないと、日本の経済はそういう産業形態ではございませんで、大企業の下には全部中小企業が末広がりにくつてゐるといふのが日本の産業形態でございます。従ひまして、全国銀行から大企業の窓口を通して中小企業の方までずっと浸透して広がっていくということを見ますならば、実際の手元には中小企業者が受けるその方の金というものを考えますと、もつとこれは広く勘定はできるはずであらうと思ひます。しかしながら、それは理屈というか、ちよつと窓口としては分か

れておりますので、先生のおっしゃることもよくわかりますが、現在のところ、急激に全国銀行の比率をそれでは四〇にしよう、五〇にしようというわけにはちよつと参らない点があるのではないかと思ひます。

○春日委員 きわめて遺憾に存じます。失礼であります。が、次官は金融の実態を十分把握されていないのではないかと。大企業が都市銀行から借りた金だつて、中小企業に払うんだ、人件費として労働者に払うんだというやうなことなら、何も問題になりませんよ。そんなことくらいわかつております。だから、そんなやうなやり方であつてはならないのだ。大企業の窓口を通じて中小企業が払うんだとかなんだとかいうことは、これは論理の外なんです。やはり独立して経営しておるんだから、下請であらうと何であらうとやつておるんだから、その事業の運営するに必要な原資というものは、やはり金融機関というものの公共性にかんがみて、この配分比率というものは適正に措置されなければならぬという論点から私は論じておるのであります。それに対して、大企業がそれだけもらつたつて中小企業に払うんだ、大企業がもらつたつてそれは全部貯金したり自分の配当にするんじゃないから、中小企業から下請関係、労働者の労働賃金に払っていくんだから、そんなことは問題になりませんよ。だから問題は、これは私が言つておるのではない。学者も評論家もみな論じておることは、この貸し出しシェアというもののアンバランスを均衡あるものとするには、すなわち中小企業者というものの占めておるわが国産業経済におけ

る地位というものが、総雇用においてあるいは総生産において、総輸出において、こういう圧倒的な地位を占めておるんだから、そういうものに必要なる原資というものを供給するの任務が金融機関にあるのだ。ところが今日金融独善で、結局金融機関がどこにでもどんな工合でも融資できるという体制になって、このような偏向をもたらしただのだ。だからあなたの方の田中政調会長も、かつて新潟において、金融のこの偏向を是正することのために何らかの規制が必要だということを記者発表されたこともあるほどに、このことはわが国金融界における一つの常識にすらなっておるのです。そのことを今指摘しておるのです。だから、今三〇%対七〇%、正確には三三%対六六%かもしれないが、これを四〇%対六〇%とか、四五%対五五%とか、漸を追うべき姿に正していくのが大蔵当局に課せられておる使命ではないか。それをやらなければだめだ。われわれがこれを強く論ずることによって十年前に二六・五%くらいのものが三〇%、三二%に高められてきた。だから漸を追うて高められておるが、本日中小企業の置かれておる立場、さらに為替貿易の自由化を迎えて、さらに中小企業においても設備の改善や、様々な原資を必要とする。だから、いろいろな意味においてそういう資金を供給せなければならぬが、それは政府並びに国会において適切な措置をとらなければならぬのだ、こういう意味でこのことを論じておるのであります。だから、今唐突に私がここで思いつきのことを話しておるわけではない。歴史がある。経過がある。だから、それを今

やこの際強力な行政指導で——行政指導で効果が上がらなければ、思い切った社会党の言われておる資金委員会のような制度を法律で作ってみるか、あるいは中小企業の資金確保に関する特別措置法というようなものを作った貸し出しシエラを法定するか、幾つか方法があるだろうが、とりあえず行政指導でその貸し出しシエラを高めていくための強力なる措置をとらなければならぬのではないか、このことを言っておるわけです。

○大野政府委員 先ほどから申し上げておりますように、中小企業向けの融資比率は、だんだんと高めていく方向で指導いたしております。特に中小企業専門金融機関の育成ということには力を入れておりまして、そういう方面の比率の高まることによって中小企業向けの、また全体の比率も高まるような考え方で進んでおるわけでございます。

○春日委員 時間が迫られておりますので早く参りますが、しかし大月さん、今申し上げましたように、中小企業金融問題の解決のきめ手はここにある。大企業の資金は増資や社債の発行によって補うべきである、一方社債流通市場をさらに確保したりなんかして、総合施策の中においてこの問題の解決をはからねばならぬが、長年にわたり自民党政府は、そのことをあえてしようとはしない。大企業と金融機関と保守政権が三位一体の誑託によって、本日金融天皇が依然としてわが国産業界に君臨しておる。これをすみやかに正すのでなければ、やがて中小企業のふんまんは、どういう形で爆発するか、さらにはまた、わが国の産

業経済がいびつになって、さらに不健全な形を随所に現わしてくると思うので、十分配慮あつて適切な措置をとりたいと思ひます。

次は、中小企業向け一人当たり貸し出し限度の引き上げについて伺ひたいと思ひます。このほど銀行局の指導で相互銀行、信用金庫について四月から同一人に対する貸し出し限度、これは従来一千万円であつたものが三千万円、それから相互銀行融資対象について何がしかの改善措置、こういうような弾力事項が三つばかり定められてやられておるようでございます。これは、わが国の経済規模が拡大したことにかなり適切な措置であらうと思ひますが、だいたひますと、この際政府系三機関についても、やはりこれに歩調を合わせた措置をとれないと片手落ちになると思ひますので、たとへば国民金融公庫は、今原則が、個人が二十万、法人が五十万、ただし書きによって製造業外幾つかの業種について、個人百万、法人二百万、こういうようなことになっておりますが、国民金融公庫については、この際ただし書きの中に、サービス業などについても相当のものを加えていくべきではないかと思ひるのであります。現在ほただし書きの適用を受けておるものが洗たく業のほか六つのようでありまして、このサービス業の中にも、少なくとも理髪業とかその他のもので、客観的に見てこれは妥当だと思ひれる業種が幾つかあると思ひます。そういうようなものはやはりこのただし書きの中に加えて、国民金融公庫の融資対象としての政策の恩恵を受けら

れるように改善措置をとるべきではないかと思ひますが、これはいかがでありますか。

○大野政府委員 相互銀行、信用金庫の中小企業向け貸出につきまして、最高限の一千万円を三千万円に引き上げることといたしまして、去る四月一日からこれを実施いたしましたわけでございますが、これと並行いたしまして、政府関係の中小金融機関、つまり国民金融公庫、商工中金、中小企業金融公庫につきましても、それぞれこれに準じた措置をとる方針でございます。中小企業金融公庫につきましては、まず原則一千万円でございます。業種によりまして三千万円のもの、その他特に公共事業でございましてとかあるいは炭鉱業でございましてとか、特殊なものにつきましては五千万円というように限度が定められておりますが、その三千万円の貸出限度に属するものを業種において追加いたしまして、民間の金融機関とつり合ひをとりたいということでございます。それから商工組合中央金庫におきましても、同じく限度千万円という原則になっておりますのを三千万円に改訂いたしたいと存じます。それから、今お話のございました国民金融公庫におきましては、現在サービス業は限度三十万、五十万ということでございますが、その中には、やはり今回の措置に準じまして、限度を引き上げてしまふべき業種があるというふうな考へております。現在の業種についてその措置をとるか検討中でございます。検討が終わりましたならば実施いたしたいと思ひております。

○春日委員 やはり経済成長に見合つた引き上げ措置をとられることが適切なであらうと思ひますが、その前に伺つておきたいと思ひますのは、中小企業向け個人原則三千万、この引き上げはいつごろ実施される見込みでありますか。

○大野政府委員 商工組合中央金庫につきましては、この五月に総代会がございまして、それによって実施いたすつもりでございます。それから中小企業金融公庫につきましては、来週中にも実施いたしたいと考えております。

○春日委員 わかりました。そういういたしますと、この際特に政府に要望しておきたいことは、そういうふうな個人当たりの原則、マキシマムが高められて参りますと、結局原資をある程度その点において食う面があると思ひますのでございまして。従つて、一千万円以下の貸出というものの、現在の実績が少なくとも維持できるように原資の増大を同時並行的に行なつていただかなければ、そちらでどんどん食つてしまつて、小さい人は借りられなくなる面があると思ひます。わが党は、特に零細業者に対しまして、商工中金にしろ中小公庫にしろ、その総資金量のうちの一定のワケを確保する何らかの法的措置をなすべきではないかと申しておりますけれども、しかし、国会はまさに終わろうとしておりまして、その機運も成熟いたしておらないやうでありますから、この際は、一つ行政指導によりまして、大まかに一千万円以下の現在の貸出が大体において確保できるという態勢、当然にして原資の増大を必要とすると思ひますが、あわせて一つ御配慮をお願いいたします。

次は、両建、歩積みの禁止について、これは大いに銀行局の御努力に待たなければならぬと思ひます。極度の金詰まりでございますために、各金融機関が両建、歩積みを白昼公然、大いばりみたいな形でまたやり出しました。河野さんが銀行局長時代に本委員会できびしく論じ、一たびは強硬な通達を出されて、これが収束したとは言ひませんが、相当自粛のあった時代もございましたが、現在は市中銀行が高率適用の日銀貸出、これに依存をしまして、ときには高利のコール・ローンを導入してある。そうしてまた、市中金利が低いままにありますので、従って預金の吸収が困難というふうないろいろな状態が重なっておりますのか、とにかく両建、歩積みということが堂々と行なわれておる。こんなことは金融機関の悪徳行為です。とにかく銀行で金を借りる。そのときにその中の何がしかを定期に預けるというばかなことが許されてよろしいか。借りた中の一定割合を預金にとるということは、明らかに彼らの自己調整によるインチャ行爲にはかならない。こんなことが許されておつてよろしいか。私がこの間うち二、三見聞いたしましただけでも、三千万円金を借りて定期が二千五百万円あるというのです。自分の金を金利を出して使っているようなものである。銀行の金はわずか五百万円しかない。それに三千万円の金利を払っている。こんなことでは中小企業がやっつけけるはずはありません。これは明らかに悪徳行為です。これは銀行の監督というか、指導というものがよろしきを得ざるものはなしだしいものである。この点どう考えられておりますか、実

態調査をされたことがありますか。

○大月政府委員 両建、歩積みにつきましては、従来から嚴重に取り締まる方針をとつておりまして、検査のつどこれを指摘いたして是正させるように努めております。ただ、残念ながら最近のように金融が詰まって参りますと、ややもすれば両建とか歩積みとか好ましからざる事態が出る向きもあるわけでありまして、そういう点につきましては、今後とも十分に注意して参りたいと思ひます。

○春日委員 今大蔵大臣は、中小企業の金利というものは、昨年二回公定歩合を上げた、また金利を引き上げたときにもこれを据え置いたと、何か思ひやうに言つておられますけれども、中小業者は金を借りるときに両建、歩積みをとられる。歩積みは大したことはないにしても、両建をとられている。こんなものは、一厘、二厘金利が据え置かれても何にもなっていない。三千万円のうち二千万円が定期で、そうして銀行の金は事実上一千万、三千万の金利を払つておるといふようなことであるならば、今低金利政策だとか、中小企業の金利の引き上げは、これを据え置くように特別措置をとったとか思ひやうなものは全然実効がありません。そういうような心配りで中小企業の金利を低位に押しとどめてあるとするならば、銀行局は当然そのような両建預金、歩積み預金を厳禁するのではありませんか、政策目的というものは何ら達成されてはいないではありませんか。いかがです。

○大月政府委員 両建、歩積みの問題は、実は非常にむづかしい問題でございまして、一般に両建、歩積みは従来慣行として行なわれておるものでございします。ただ、われわれが禁じなければならぬものは、債務者の意思に反した強制的なものでございします。そういう意思によるものか、あるいは金融機関の強圧によるものかという判断は個別の問題としてなかなか判定がむづかしい、そういう点からいたしまして、実は取り締まりが非常にむづかしいわけでございます。しかし、この問題につきましては、各地に金融懇談会を設けまして、特利の問題、両建、歩積みの問題、そういう問題を含めましてお互いに自粛してもらふように、かつ先ほど申し上げましたような検査のつどこれを監督するといふように極力努力をいたしておる次第でございます。

○春日委員 そういふことを言われておりますけれども、そんなまづちよろいことで、また銀行局長が答弁されるような筋合いの問題じゃないのです。たとえば借り受けた者の自発的意思によつて預金するなんていいますけれども、そんなことは、貸す方と借り方と、みづから優位な立場にある者が、預金してくれば貸そう、さもないからどうということになれば、借りたことのある、みづから不利になることを泣く泣くしんぼうして、そうして膨大な定期を預かつておるのが現実なんです。この問題も参議院で答弁されておつたと思うのであります。が、今、問題は、この金利の問題ではない。資金量の問題なんです。現実には中小企業者はある一定の限界金額を借りたい、それだけの金を借りるため

にはこれだけの定期をやらなければならぬ、だからこれだけの定期をやらなければならないというものはこれだけ膨張せざるを得ないということ、とにかく必要の度を越えて大きな金を借りて、そうして必要限度までこれを定期で差引かれてしまつておつて、そうして金利だけはその表面金額を対象として支払わされておるのである。現実には金融機関が金を貸す場合において、当然中小企業者からは担保をとつております。担保の過大徴求、過小評価、これはすでにここで論ぜられておるところです。その上、この両建をとおつておるのです。これはあなたの方が銀行調査、検査で云々と言つておられますけれども、そのときこれが本人の自発的意思か、あるいは強制的なものか、どうしてこれを見分けることができるのか。担保をとつており、担保の实体を評価してそうして貸出金額と比べ合せて、そこに別に定期があつたならば、これは明らかに両建預金である。そういうふうなものはほとんど手きびしく処置したらどうですか。しかし、あなたの方では、処置する何ら権限がないのじゃないですか。法的根拠はありますか。何もないとすれば、これは何らかの法的措置を講じなければならぬと思ふ。全然実効が上がつていない。中小企業に対する低金利政策なんというふうなことを言つたつて、あれはめちやくちやです。両建預金と歩積み預金で、そんなものは日歩二銭六厘だとか、二銭六厘五毛だとか、いったつて、三銭、三銭四厘、三銭五厘、幾らもあるですね。みんな担保を出してある。担保は担保として、定期は定期として中小企業の経済力をこの

面において拘束してある。私はこの金融機関のあり方は非常に悪つたと思ふ。これは今にして本委員会がこれを肅正するにあられれば、日本の経済といふものは萎縮します。中小企業といふものはいつまでたつても伸びるこゝとができません。大企業との間のこの格差はさらに増大していくばかりです。いかが考えられますか、天野さん。

○天野政府委員 先ほどから銀行局長が申し上げておりますように、両建、歩積みはできるだけやらないようにという指導をいたしておるわけでございます。しかし、最近そういうふうな傾向が少しふえておるといふことも事実でございます。今後両建、歩積みはできるだけないように検査も嚴重にし、よく行政指導もして参りたいと思ひます。

○春日委員 伺ひますが、それは行政指導が何かで、両建はいかぬ、歩積みはいかぬといふ何か権限が銀行局にありますか。法的根拠ありとすれば、御説明願ひたい。

○天野政府委員 両建、歩積みはいかぬといふ勧告をいたしておるわけでございます。

○春日委員 あなたの方、そういう勧告をする権限がありますか。法的根拠がありとすれば、その法律の名前を……。

○大月政府委員 行政指導でございますから法律上の強制力はございませんが、銀行行政としては、その他いろいろ指導をやつております。その一環としてやつておるわけでございます。

○春日委員 問題は各位もお聞き取りの通り、その権限がないのです。要するに金融無根拠といつて、金融機関と

いうものは、やりたいと思うことは何でもやれる態勢になつておる。ここにこのような、何と申しましょうか、経済道義というものをじゅうりんした悪徳が白昼横行しておる余地が、そういう規制を行なわないことによつて確保されておる。まことに悲しむべき状態でございませう。これは大蔵委員会のむしろ盲点とも称すべきものであらうと思ひます。われわれは、この点について何らかの規制をしなければならぬというのを強く提唱しておるのであります。なかなかそこで政府が歩んでこない。遺憾しごくに存じますが、これはいづれ世論の喚起と相俟つて、何とか処理をしなければ、歩みはいかぬ、両建はいかぬといつて行政指導するといふけれども、行政指導などというものは、少なくとも行政機関に法律の根拠がなければ執行し得るものではない。執行しようと思つたて相手が聞きやしません。現に聞いておりません。だから借りれると思ふのです。幾らでも借りられる。大企業として金融機関との結託によつて、系列融資、偏向融資がかかるのごとく大きく行なわれておる原因の根源はここにございませう。これは各党が十分にこの点御注目願つておるところであらうと思ひますけれども、一つすみやかに適切な措置をとつて、このようなインチャ行爲が許されることのあるまいやうにお願ひしたいと思います。

次に、相互銀行の金利について申し上げます。これはまた、大体法律によりますのか、業務方法書の許可、認可によりますのか、とにかく貸出金利は三百万をこえる部分は三銭以内、五十万以上三百万円以下は日歩三銭二厘、

五十万以下が三銭四厘あるいは三厘になつておるやうですけれども、これは非常に問題が多い。特に相互掛金契約に基づく給付利回り、これは実際の二割以上になる、あるいは三割近くなるのではないかと、こういうことがいわれておるのでございませう。中小企業が二割何分というやうなばかげた金を使つておつては成り立つはずはありません。だから中小企業は、相互銀行で要するに相互掛金契約に基づく給付利回り、こういうもので大へんな金利負担をやつておるのであります。だからこれはすみやかに残債式に切りかえなければならぬと思ふ。これは一体どうですか。われわれはここでこの問題を三、四年前にも強く論じておつた。今なおこの問題の処理がなし得ていないといふことはどういふことですか、伺ひます。

○大月政府委員 相互銀行の金融機関に比べて、相当高いといふことは事実でございまして、これが社会的にもやはり相互銀行の金利は高いといふやうにいわれております。これは相互銀行業界自体としても、競争上必ずしも有利でもございませうし、われわれ、中小企業金融の立場からいたしましても適當でないといふことで、逐次貸出金利の低下をはかつておるわけでございませう。現に昨年の金融の引き締め以降におきましても、相互銀行、信用金庫の貸出金利は逐次低下の趨勢にございまして、合理化によりまして、その金利を下げるよう努力をいたしておるわけでございませう。それから残債式の問題につきましては、お話のように、大蔵省といたしましては、全部これを残債式に切りかえるといふ方針のもの

とに指導いたしておるわけでありまして、現に大多數の相互銀行がこの切りかえを終わつております。残りのものにつきましても経理の許す限り、早急に切りかえるといふ方針で全部をこの制度に切りかえたいといふ方針で進んでおるわけでございませう。

○春日委員 相互掛金契約に基づく給付利回り、これは今申し上げましたやうに年二割五、六分、もつとになるかと思ふのです。これはもう合法的な両建制度みたいなもので、こんなことで、とてもともとも中小企業の経理採算が保ち得るものではございませう。幸いにだんだんと切りかえが行なわれておるやうでございませうが、すみやかに一つの確に処置されることを強く要望いたします。

次に相互銀行と信用金庫とがコールにめちやめちやに金を出しておるやうです。いろいろ調べてみますと、相互銀行では四百十七億、これはコール・ローンの二百四十億、金融機関貸付、コール・ローンにおぼしきものが百七十七億、それから信用金庫ですとこれがさらに大きくなって千三百十六億、その内訳はコール・ローンが四百十八億、金融機関貸付八百九十八億、これは一体何ですか。中小企業の金融が梗塞しておるといつてやかましく訴えられておるときに、こんなコールに金を回したり、金融機関にコールに見合うやうな形で金を貸し付たりしているのは一体どうしたことになるのですか。一体どういふわけなんですか。銀行検査の中でこれをどのように把握されておるのですか。

○春日委員 互らん支払い準備金はそういうふうに戻しておるのですけれども、そういうものを回すならば、もう少し的確にこれを早期に回収し得るやうな流動性のあるもので、これをやはり中小企業金融本来の使命を果たすことのための原資として活用すべきじゃありませんか。短期の貸付だつてできらだろし、そういう契約のもとに多まますます弁済、中小企業だつて、一カ月で返してもらいたいとか、あるいは三週間返すといふ条件なら借りる人だつてあるでしょう。コールや、コールに見まがう金融機関の貸付といふところにこんな巨額な金を流しておいてようございませうか。大きな金額だ。両方で千五百億以上だ。こんなものは中小企業金融の原資として活用すべきだ。

○大月政府委員 現在相互銀行及び信用金庫からコールに出しておる計数は、先ほどお話のございましたやうに、相互、信金合わせまして千億程度のもので出ておるわけでございませう。しかしこれは現在、金融機関といたしまして大蔵省の指導のもとに支払い準備を充実さすといふことをやっておるわけでございませう。支払い準備はコール、それから預け金、有価証券、こういうやうなものに運用されておるわけでございまして、この支払い準備が欠けるということになりますと、金融機関の預金の支払いに支障を来す、こういう意味で、むしろわれわれといたしましては、支払い準備を充実するといふ指導をいたしておるわけでございませう。逆に、それでは中小企業金融機関としての金融に支障があるではないかといふことだと思ひますが、御存じ

ような行為によつてばかげた金利かせぎをするようなことのないように、十分指導に完璧を期してもらいたいと思ふ。

それから最後に、日銀資金を相互銀行、信用金庫に導入する道を開け、これは数年来私どもが強く主張したことであり、現在市中銀行は、金融が逼迫したときには日銀の金を導入しております。ところが信金や相互銀行がその道がないということは明らかに片手落ちです。資金量でも、今お話しのように一兆数千億という膨大な資金量のワクの中において、こういう金融活動をしておるといふことは、これはもはや明らかに国家の機関である。そういうような公共的性格を的確になつております金融機関に対しては、これはやはり国家として、これに對する助長育成の措置というものが同時並行に講ぜられていふと思う。市中銀行は日銀から金を導入できる。同じ金融に携わつておつて、相互銀行や信金がその措置がない。私はある一定のワクを設定して、やはり機会均等の措置をとるべきであると思うが、この点について政府の方針はいかがですか。

○天野政府委員 日銀から金を借りるという取引は今のところやつておらないわけですが、日銀に預金をいたしたり、日銀と取引しますと、国庫業務ができますから、そういう意味合いの日銀取引はだんだんと広がつてあるわけであり、そういう判断は大体信用の問題でございまして、日銀にこれを御判断願ふことになつてはならないかと思ひます。

○春日委員 当然それは日銀の自主的な判断ということに最終的には相なる

ではありましようけれども、しかし国庫業務の取り扱いだつて、本委員会ではしばしば論じ、世論を高めることによつて日銀をしてそのことを踏み切らしめたり、いろいろな経過もあるわけですが、ですから、中小企業に対する特別ワクを日銀で設定し、これらの金融機関に国家的性格の資金を導入するの道を開くべしとの世論が、日銀をしてそのような決定をなさしめる大きな要因になると思ふのです。だから、大蔵省は日銀としばしばそういう金融政策について話し合われる機会が多いのであるし、わけてまた大蔵省から日銀の政策委員も送られておるのだから、日銀がやることだといふようなしるうとじみたことを言わないで、そういうものを通じて中小企業金融機関を育成強化していく、そしてその課せられておる使命を完全に果たし得るような保護育成の道もあわせて講じていく。悪いことは断じてこれをやめさしていくが、いい面は助長していく、こういうことをやつてもらわなければだめじやありませんか。そんなことは日銀がやることだからわしらは知らぬといふとぼけたことを言つておつては、何のために日銀に政策委員を送つておるのか、わけのわからぬことになつてしまふのではないのですか。もつとしつかりやつてもらわなければいかぬと思うのですが、いかがですか。

○天野政府委員 先ほど申し上げましたシステムにおける日銀取引の窓というものは最近広げまして、日銀がいろいろ調査をされて、信用金庫なり相互銀行等の信用のあるものから、取引をどんどん今やつておる段階でござい

な方向にこれが成長していくのではないか。また私どももそういう方向が助長されることを期待をいたしておるわけであり、

○春日委員 以上、私は当面いたしております中小企業金融に関する重大とおぼしき数点について、政府に適切な政策を要請いたしました。特にその資金量を増大し、これを確保するための措置、特に六月ごろには相当の危機が迫るであろうと予測されておるから、樂觀しないで万全の措置をとれということ。ないに越したことはございせん。あつたときには、犠牲者が出るの

それから、両建、歩積みの問題は、ほんどうに目に余るものがあるのです。私はこの際全国の財務局を通じてとにかく一ぺん調べていただきたい。私は本委員会が国政調査によつて金融機関を調べることをむしろ提唱したいくらいです。銀行検査官がどういふ調査をされておるか知りませんけれども、銀行局長の答弁によると、大したことではないやうなことで、まことに案外なんです。今市中で中小企業の怨望の的は、両建預金のことに全く集約されております。よくこの点について真相をきわめられて、中小企業金融が円滑に事が運ぶように、こういうやうな問題についても金融機関の横暴を是正することのための、悪徳行為を排除するための適切な措置をとられたい。同時に、今申し上げましたやうな特別融資ワクの設定なんかは、これは当然あり得ていいことだと思ひます。これは機会均等の原則が当然これらの中小企業関係金融機関にも適用されてしかるべきである。私はこれらの事柄を強く

要請いたしまして私の質問を終わります。

○小川委員長 次会は明七日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十一分散会

〔参照〕  
国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇〇号）（参議院送付）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕